

産業構造審議会
保安分科会
ガス安全小委員会

ガスシステム改革保安対策WG

報告書（案）

平成28年5月

目次

I. ガスシステム改革後の保安規制に関する検討背景	2
1. 本WGにおいて詳細検討を行う背景	2
2. 改正ガス事業法における保安規制の主な内容	2
3. ガス安全小委員会報告書において今後検討することとされた課題	4
II. ガスシステム改革後の保安規制に関する詳細設計	7
II—1. ガス事業者間の連携・協力関係	7
1. ガス漏れ等の緊急時対応における導管・小売事業者の役割分担について	7
2. 大規模災害時対応における導管・小売事業者の役割分担について	16
3. 内管等の工事、維持及び運用に係る連携・協力について	32
II—2. ガス小売事業者による保安業務関係	40
1. 消費機器調査・周知の実施体制について	40
2. 消費機器に係る「自主保安」活動について	47
3. 開栓を伴わない供給開始時における前回の消費機器調査結果の活用について	53
4. 危険発生防止周知の手法について	55
5. 旧簡易ガス事業の用に供するガス工作物に係る保安規制について	58
II—3. その他関係	63
1. 小売全面自由化後の事故報告の在り方について	63
2. 協力勧告対象となる「公共の安全の確保上特に重要なガス工作物」について	67
3. 小売供給開始時における開栓に関する保安措置について	70
ガスシステム改革保安対策WG 委員名簿	74
ガスシステム改革保安対策WG 開催実績	75

I. ガスシステム改革後の保安規制に関する検討背景

1. 本WGにおいて詳細検討を行う背景

ガスシステム改革を踏まえた保安規制については、産業構造審議会 ガス安全小委員会（以下「ガス安全小委員会」という。）において、一昨年6月からガスの保安水準の維持・向上を前提とし、今後の望ましい在り方について検討を進めてきた。そして、昨年2月に審議内容の報告書として「ガスシステム改革等を踏まえた保安規制の在り方について」（以下「報告書」という。）をとりまとめた。

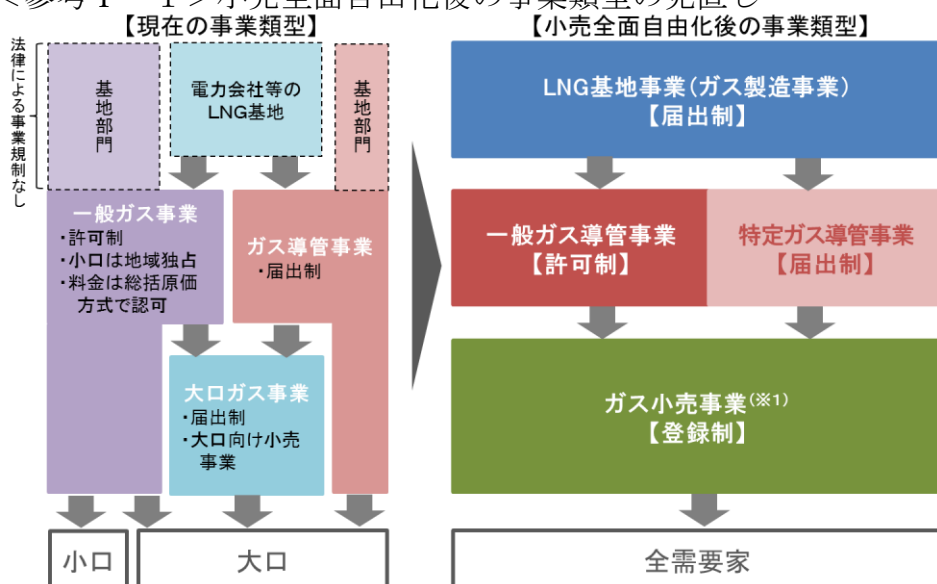
これを受け、昨年6月に成立した電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成27年法律第47号）におけるガス事業法（昭和29年法律第51号）改正では、ガスの小売全面自由化後の保安規制として、本報告書の内容に即した改正を行ったところである。

2. 改正ガス事業法における保安規制の主な内容

電気事業法等の一部を改正する等の法律第5条による改正後のガス事業法（以下「改正法」という。）は、①小売参入の全面自由化、②ライセンス制の導入、③LNG基地の第三者利用、④ガス導管网の整備促進に加えて、⑤保安の確保を大きな柱としている。

改正法における保安規制は、今後も保安水準の維持・向上を前提に、（i）これまでの小売の地域独占を撤廃し、登録を受けた事業者による小売事業への新規参入が可能となること、（ii）「一般ガス事業者」や「簡易ガス事業者」といった区別がなくなり、一般ガス導管事業（許可制）、ガス小売事業（登録制）、ガス製造事業（届出制）といったライセンス制度に移行することを踏まえ、必要な見直しを行っている。

<参考 I — 1> 小売全面自由化後の事業類型の見直し



(※1) 簡易なガス発生設備により発生させたガスを、一般の需要に応じ導管により供給する事業（旧簡易ガス事業）は、法改正後は「ガス小売事業」として整理

（１）保安義務に関する責任主体の見直し

導管網の保安及び需要家が保有する内管保安、緊急時対応に関する義務を、従来の都市ガス事業者などのガス導管事業者^{（※１）}に課すとともに、総括原価方式を維持し、保安に必要な投資を確保することとしている（改正法第 61 条、第 159 条第 5 項等）。

さらに、消費機器の調査・危険発生防止の周知に関する義務を、需要家と接点の多いガス小売事業者^{（※２）}に課すこととしている（第 159 条第 1 項、第 2 項等）。

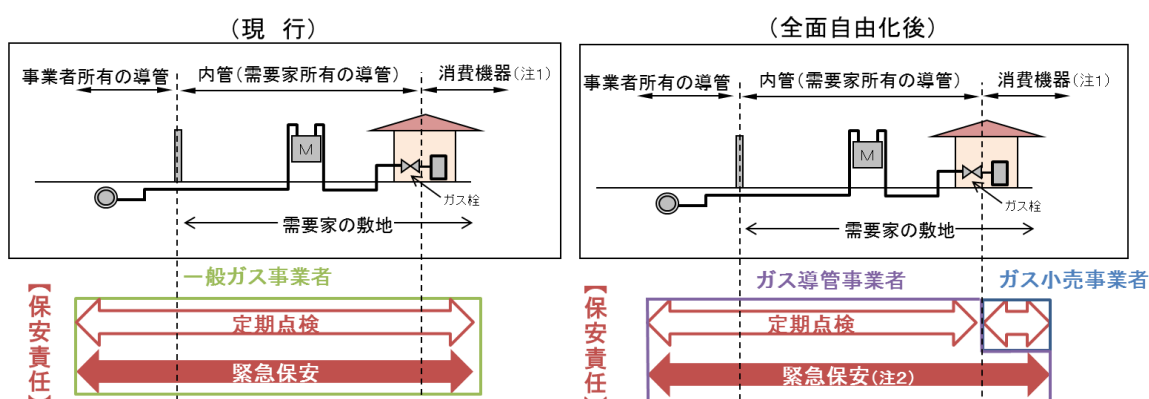
（※１）ガス小売事業者が自ら導管網を維持・運用する場合には、緊急時対応・内管漏えい検査ともに、ガス小売事業者が担うこととなる（以降の本資料の記載で特段の注記がない場合も同様）。

（※２）一般ガス導管事業者が最終保障供給を行う場合には、消費機器の調査・周知は一般ガス導管事業者が行うこととなる（以降の本資料の記載で特段の注記がない場合も同様）。

＜参考 I — 2＞小売全面自由化後の保安義務と責任主体

保安義務	責任主体
緊急時対応	ガス導管事業者
内管の漏えい検査	ガス導管事業者
消費機器の調査・危険発生防止周知	ガス小売事業者

＜参考 I — 3＞小売全面自由化後の保安義務と責任主体



（注 1）ガス用品については、別途製造・輸入事業者に対する規制あり。

（注 2）ガス小売事業者も、需要家との連絡窓口になるなど、連携・協力する。

（２）ガス事業者の連携・協力義務の法定

前述のとおり、保安責任主体がガス導管事業者とガス小売事業者に分れることとなるが、特に災害時における的確な対応を行うためには、それぞれの業務の役割の垣根を越えて協働する体制の構築が重要となる。

そのため、改正法において、災害発生時も含めた、「公共の安全の維持又は災害の発生の防止」に関するガス事業者間の連携・協力について、全てのガス事業者に義務を課すこととしている（改正法第 163 条）。

（３）「保安業務規程」制度の新設

今般の改正法においては、新規参入者を含むガス小売事業者に対して、適正な消費機器の調査・周知の実施を担保するために、調査・周知等の保安業務に関して「保安業務規程」を作成する制度を創設している（改正法第 160 条）。

具体的には、ガス小売事業者は事業開始前に経済産業大臣に保安業務規程を届け出ることとし（同条第 1 項）、その内容が消費機器の調査・周知の適正な実施を確保するために必要があると認められるときは、経済産業大臣がその内容の変更を命ずることができるとしている（同条第 3 項）。また、消費機器の緊急時対応はガス導管事業者が担うことから、ガス小売事業者に加えて、ガス導管事業者に対しても保安業務規程の作成義務を課すこととしている（同条第 5 項）。

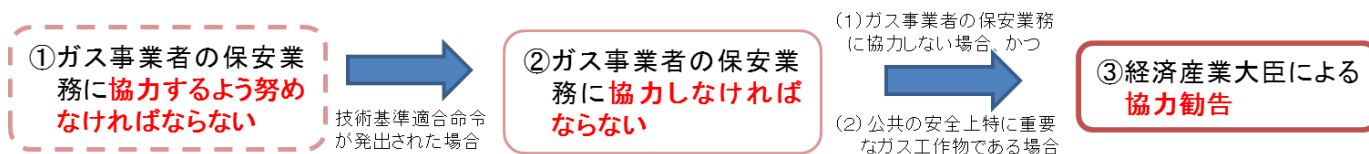
（４）ガス工作物を所有又は占有する需要家の責務規定の新設

需要家資産の導管である内管に関しては、今般の法改正後も、ガス導管事業者が引き続き技術基準適合維持義務などの保安責任を担うこととなるが、需要家にも一定の責務を求めるべきとの観点から、改正法において、「ガス導管事業者以外の者が所有又は占有するガス工作物」（すなわち内管など）に関する、「当該ガス工作物の所有者又は占有者」（すなわち需要家）の責務規定を新設することとした（改正法第 62 条等）。

具体的には、（i）所有者又は占有者はガス導管事業者が内管などに対して行う保安業務に協力するよう努めなければならない（同条第 1 項）、（ii）ガス導管事業者が経済産業大臣から修理等命令を受けた場合に、所有者又は占有者は、当該命令を受けてとる措置の実施に協力しなければならない（同条第 2 項）として協力責務を課している。

さらに、（iii）ガス工作物が「公共の安全の確保上特に重要なもの」である場合において、第 2 項の規定にもかかわらず、所有者又は占有者が協力を行わない場合には、経済産業大臣が、当該所有者又は占有者に対して協力勧告を行うことができるとしている（同条第 3 項）。

<参考 I - 4> 改正ガス事業法第 62 条等の規定について



3. ガス安全小委員会報告書において今後検討することとされた課題

昨年 2 月にとりまとめられたガス安全小委員会の報告書では、大規模災害時等のガス事業者間の連携・協力、自主保安の確保などを今後の検討課題として挙げている。また、改正法成立後の平成 27 年 6 月 29 日に開催された第 11 回ガス安全小委員会では、改正法により創設した保安業務規程、勧告制度などの新設された規定の詳細を含め、法施行に向けて詳細を検討するとともに、国として「連携・協力ガイドライン」を作成していく必要があるとしている。

そこで、当該課題に対して実務的・専門的な立場から、詳細な制度設計を行うこととする。

＜参考Ⅰ―５＞報告書「ガスシステム改革等を踏まえた保安規制の在り方について」（抜粋）

４．今後検討すべき事項（将来的な課題も含む。）

（３）自主保安等について（大規模災害時対応、自主保安、新ガス導管事業者と新ガス小売事業者など事業者間の関係を含む。）

今後仮に全面自由化となった場合における、緊急保安対応をはじめとする新ガス小売事業者・新ガス導管事業者の役割や協力等（例えば新ガス導管事業者が行う緊急保安の業務内容、緊急保安に必要な最新の機器情報等を新ガス小売事業者が新ガス導管事業者に提供すること、新ガス小売事業者と需要家の契約において新ガス導管事業者が当該需要家宅へ保安業務時に立ち入ることができるよう定めることなど）に係る具体的な検討を行う。また、新ガス小売事業者による自主的な保安に対する取組のレベルアップを図る措置や、需要家保安の取組を需要家に適切に理解してもらう仕組みを検討する。さらに、新ガス小売事業者の切り替えにより、契約が開始される際には、新たに契約する新ガス小売事業者が周知・消費機器調査の法令上の保安責任を担うこととなるが、供給開始時に消費機器調査などを実施する際の対応につき、従前の調査結果などの情報の活用方法を含めて検討を行う。

＜参考Ⅰ―６＞第 11 回ガス安全小委員会資料 2 「ガスシステム改革後の保安規制に関する検討について」

２．主要検討事項

平成 29 年度に予定しているガスの小売全面自由化を実施した後においても、保安水準の維持・向上を実現していくため、主に以下の事項について検討を行うこととしてはどうか。

（１）ガス事業者間の連携・協力の在り方

通常時だけでなく大規模災害発生時も含めた、ガス小売事業者・ガス導管事業者との間の連携・協力の在り方について、両事業者の役割分担を明確化し、消費機器情報の共有や災害時に備えた訓練など、求められる連携・協力の具体的内容を検討する。

さらに、両事業者の役割分担や連携・協力の内容を示すガイドラインを策定するとともに、託送供給約款や保安業務規程など連携・協力の実施を担保するために必要な措置について検討を行う。

（２）消費機器調査・危険発生防止周知の在り方

ガス小売事業者が行う消費機器の調査・危険発生防止周知の適切な実施を確保するため、社内責任体制や調査従事者への保安教育など、ガス小売事業者に求められる実施体制について具体的な検討を行う。さらに、ガス小売事業者の作成する保安業務規程の記載事項についても検討を行う。

また、需要家が契約先を変更した場合には、新たに契約するガス小売事業者が消費機器調査等を行うこととなるため、前回の消費機器調査の結果に関する事業者間の情報引継ぎの在り方について、当該情報の活用方法も含め、具体的な検討を行う。

(3)「自主保安」活動の在り方

全面自由化後においても、ガス事業者が現在実施している「自主保安」活動に継続して取り組み、そのレベルアップを図っていくことが重要であることから、例えばベストプラクティス事例の横展開など、必要な措置について検討する。また、ガス事業者による需要家保安の取組について、需要家の理解を深めるようにするため、実態調査等による自主保安活動の「見える化」や保安表彰といった仕組みに関して検討を行う。

また、保安の確保のために、ガス事業者によって確実に実施することが特に求められる取組については、義務化することも視野に検討を進める。

(4) その他の検討項目

その他、事業類型の変更に伴う「ガス安全高度化計画」の必要な見直し、内管所有者の責務規定において勧告対象となる「公共の安全の確保上特に重要なガス工作物」の明確化など、全面自由化後において保安の確保を図るために必要な事項について、検討を行う。

Ⅱ. ガスシステム改革後の保安規制に関する詳細設計

Ⅱ－１. ガス事業者間の連携・協力関係

１. ガス漏れ等の緊急時対応における導管・小売事業者の役割分担について

（１）現行制度の概要

現行ガス事業法（以下「現行法」という。）ではガス事業者に対して、第 28 条第 1 項等の規定により、そのガス事業に用いるガス工作物に係る技術基準適合維持義務を課している。そのため、現行法第 28 条等に基づく保安業務の一環として、ガス工作物に関してガス漏れ等の緊急時対応を行うこととしており、第 30 条等の規定により作成する保安規程において、「災害その他非常の場合に採るべき措置」（ガス事業法施行規則（昭和 45 年通商産業省令第 97 号。以下「施行規則」という。）第 31 条第 1 項第 9 号）として具体的内容を記載している^{（※１）}。また、現行法第 40 条の 2 第 4 項の規定により、ガス事業者は「その供給するガスによる災害が発生し、又は発生するおそれがある場合」において、「速やかに必要な措置をとる」こととしており、当該規定の中の業務として、消費機器に関しても緊急時対応が義務付けられている。そのため、上流のガス工作物から下流の消費機器まで一貫して、ガス事業者が緊急時対応を行うこととしている。

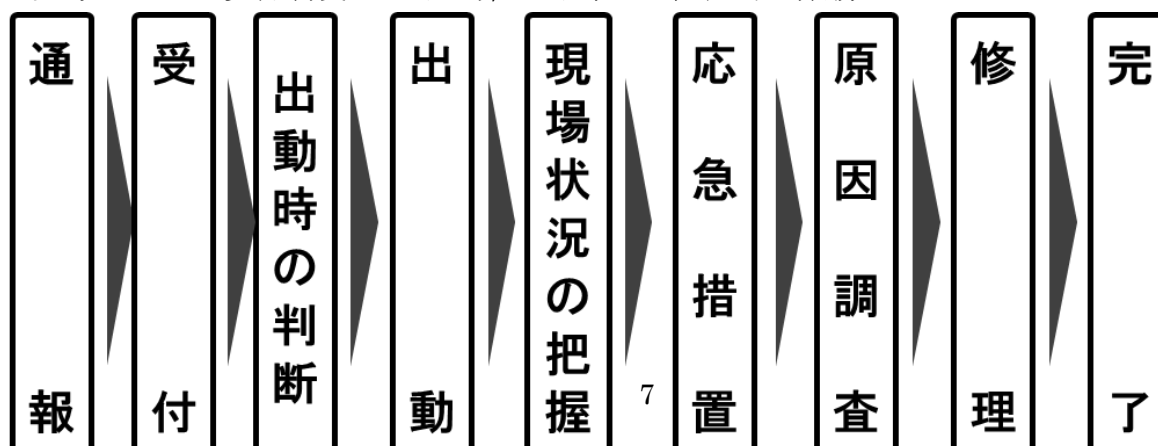
（※１）ガス事業法における「災害」は、地震や津波のような自然災害だけでなく、ガス爆発のような事故も含まれる。地震や津波等の大規模自然災害時の対応については、２．で別途議論を行う。

緊急時対応を適切に行うため、ガス事業者は 24 時間体制の緊急保安受付窓口を設置し、緊急車両の配備や緊急出動班の整備など、ガス漏れ等の緊急事態が発生した場合には、これまで培ってきた知見・経験を活かしながら、迅速な判断と対応を行っている。

また、ガス事業者の中には、緊急時対応を行う部門と、消費機器調査等を行う小売部門が別れている事業者も存在するが、緊急時対応を行うために、当該事業者内の部門間で情報共有や連携が行われている。例えば、ガス遮断により大きな影響を受ける需要家について、小売部門が得た消費機器に関する情報を、緊急時対応を行う部門と共有することなどが行われている。

現行のガス事業者による緊急時対応の具体的な業務フローは以下のとおりである。

<参考Ⅱ－１> 現行制度における緊急時対応の代表的な業務フロー



＜参考Ⅱ－２＞現行制度における緊急時対応の実施イメージ

(緊急車両による現場出動)



(修理)



(出典) 一般社団法人日本ガス協会

(２) 見直しの必要性

現行制度における緊急時対応に関しては、保安水準の維持・向上を図る観点から、改正法施行後においても引き続き維持されることが必要である。

今般の法改正により、導管網などガス工作物に係る保安はガス導管事業者が、消費機器の調査・周知はガス小売事業者が原則行うこととなるが、緊急時対応に関しては、ガス導管事業者が一元的に行うこととなる^(※２)。

(※２) ガス小売事業者が自ら維持し、及び運用する導管網により、託送供給を受けずにガスを供給する場合には、当該導管網の保安や緊急時対応は、ガス小売事業者自身が行うこととなる。ここでの議論は、ガス小売事業者は、ガス導管事業者からの託送供給を受けてガスを供給する場合を想定している。

他方、需要家と接点を有するのはガス小売事業者であり、ガス小売事業者は、法令上の消費機器の調査・周知を行うこととなる。さらに、ガス小売事業者は、日々の需要家接点を通じて、需要家におけるガスの使用実態や、消費機器設置状況をきめ細かく把握することから、ガス導管事業者が有効な緊急時対応を行うためには、ガス小売事業者との連携・協力が不可欠となる。

そのため、小売の全面自由化後において、現在ガス事業者が構築している体制を可能な限り活かしながら、ガス漏れ等の緊急時対応に際して必要な事業者間の連携・協力について、制度設計を行うことが求められる。

(３) 論点

①緊急時におけるガス小売事業者の連携・協力

ガス漏れ等の緊急時対応は、今般の改正法施行後には、ガス導管事業者が一元的に対処することとなり、需要家敷地内に設置された内管や消費機器に関する緊急時対応については、具体的には＜参考Ⅱ－１＞の業務フローに沿った対応を行うことが想定される。

他方、緊急時対応においては、消費機器の調査・周知を行い、需要家と直接接点を有するガス小売事業者においても、一定の責務を果たすことが期待される。そこで、以下の項目に関して、ガス小売事業者の役割を明確化する。

(イ) 緊急時対応に関するガス導管事業者の受付窓口等の周知

ガス漏れ等の緊急時対応を素早く実施するために、ガス導管事業者は 24 時間体制の緊急保安受付窓口を設置することとなる。需要家等がガス漏れ等に気付いたときには、需要家等が即座に通報を行うことが重要であることから、当該受付窓口と直接連絡が来るようにすることが望ましい。

そこで、ガス小売事業者は需要家に対して、供給開始時や定期的に行う周知を通じて、ガス導管事業者があらかじめ確認した内容でガス導管事業者の緊急保安受付窓口を知らしめることとする。

また、その際には、緊急保安受付窓口と緊急時対応以外に関する苦情・相談等の連絡が来ることのないよう、正しい連絡先への通報・連絡を行うような周知方法をとる必要がある。そのため、緊急保安受付窓口とともに、ガス小売事業者の一般的な相談窓口等^(※3)と一緒に周知することとする^(※4)。

(※3) 例えば、内管を含めた導管網に起因して生じた事象に関する問合せについては、ガス導管事業者の受付窓口と連絡することが想定されるため、ガス導管事業者の当該窓口の連絡先を周知することも必要となる。

(※4) 例えば、料金未納により供給停止を行った需要家からの「ガスが出ない」という通報など、明らかにガス漏れ等ではない通報については、緊急時対応の妨げとならぬよう、緊急保安受付窓口への通報を促してはならないと考えられる。

また、実際にガス漏れ等が生じた場合において、需要家からガス小売事業者の相談窓口に戻って通報があった際には、ガス導管事業者の緊急保安受付窓口の電話番号を通知する方法や、電話転送といった方法により、需要家に緊急保安受付窓口への通報を促す措置をとることが必要である。さらに、ガス小売事業者が適切に当該措置を実施するために、当該相談窓口の従事者に対して、保安に係る基本的事項について、ガス小売事業者が教育を実施することが適当である。

(ロ) 需要家の消費機器の設置状況等に係る情報提供

ガス導管事業者が有効に応急措置を行うためには、消費機器・警報器の設置状況など、応急措置に有効な消費機器等に関する情報^(※5)を把握しておく必要がある。そのため、ガス小売事業者は改正法第 159 条第 4 項の規定により、需要家の承諾のもと、消費機器調査の結果をガス導管事業者に通知することとしており、緊急時対応に有益な情報に関して、その使用目的を限定した上で、ガス導管事業者に提供することが必要である。

(※5) 応急措置に有効な消費機器等に関する情報は具体的には以下のとおり。

①消費機器に関する情報

- ・法定の消費機器調査の結果

- ・ガスの供給停止に配慮が必要な消費機器（供給停止に伴い、爆発等の二次災害または人命に影響を及ぼす可能性がある消費機器） 等

②警報器に関する情報

ただし、応急措置に有効な消費機器等に関する情報の提供において、具体的に必要な事項に関しては、需要家の特性等に応じて異なることが想定される。例えば、大規模施設等への緊急時対応においては、施設内は敷地が広く、ガス以外の配管も複雑に設置されていることなどから、ガス小売事業者は、通常時においても可能な範囲で施設内の配管・機器に関する設備図面等の情報を、ガス導管事業者に提供しておくことが望ましい。

また、大規模施設等に対する応急措置の一環として、ガスの緊急停止を行う際には、当該施設等の操業実態を見て、操業に対する影響を必要最小限の範囲にとどめるよう、停止範囲や方法に関する判断を行う場合がある。そのため、ガス小売事業者は、供給先の大規模施設等のガスの使用実態について、特に留意すべき事項がある場合には、可能な範囲でガス導管事業者はその旨あらかじめ共有できるようにしておくことが望ましい。

<参考Ⅱ－３>大規模施設等に係る配管・設備のイメージ



（出典）一般社団法人日本ガス協会

（ハ）マイコンメーター作動時の復帰方法等の措置に係る協力・教育

メーターガス栓等やマイコンメーターはガス工作物であるため、今般の法改正後においては、ガス導管事業者が技術基準への適合維持義務を持つが、現在の一般ガス供給約款等に記載されているとおり、マイコンメーター作動による供給遮断を解除する場合の復帰操作など、保安上の理由により需要家に一定の協力を求める場合もある。

需要家からガス導管事業者の緊急保安受付窓口に通報があった場合においては、ガス導管事業者から需要家に当該協力を求めることが考えられるが、仮に、需要家からガス小売事業者の相談窓口に通報があった場合には、ガス小売事業者から需要家に当該協力を促すことが必要である。

さらに、ガス小売事業者が、その業務委託先も含め、消費機器の調査・周知等の需要家訪問の機会を通じて、ガス漏れ等の事態を覚知した場合には、ガス小売事業者がメーターガス栓等の閉止やマイコンメーター作動による供給遮断を解除する場合の復帰操作等の措置を実施することが必要である。

また、ガス小売事業者が適切に当該措置を実施するために、需要家との接点を有する保安業務の従事者に対して、保安に係る基本的事項について、ガス小売事業者がマニュアルによる教育等を実施することが適当である。なお、ガス小売事業者が当該教育等を開始等するに当たっては、必要に応じて、ガス導管事業者はガス小売事業者に当該教育等への協力を行うことが適当である。

(二) 緊急時におけるガス導管事業者・需要家との連絡体制の確立

緊急時にガス小売事業者が連絡窓口としての役割を果たすためには、ガス小売事業者の従事者が、例えばガス漏れ等により供給停止等が必要となった場合において、ガス導管事業者の緊急時対応部隊と常に連絡が取れるようにする必要がある。そのため、ガス導管事業者との間で、事前に連絡先を共有し、緊急時には常時連絡可能としておくことが必要である。また、ガス導管事業者が緊急時対応を行うに際しても、需要家との調整が必要となる場合において、需要家と契約関係にあるガス小売事業者の担当者が窓口となって、苦情・問合せに対処することが必要である。なお、当該苦情・問合せに際しては、必要に応じて可能な限りガス導管事業者とともに、対処することとする。

また、②で述べたとおり、特に大規模施設等に対する緊急時対応をガス導管事業者が行う際には、需要家の施設操業等への影響を最小限にとどめるよう、適切な措置をとることが求められる場合がある。その場合には、営業活動を通じて需要家接点を有するガス小売事業者と協議の上、停止範囲や停止方法を決め、需要家と折衝することが必要となる。

その際には、供給停止等の措置に伴い生じる操業等への影響について、需要家に対して説明をし、需要家との間で供給停止等の応急措置に関して合意を得ることが重要となる。そのため、需要家接点を有するガス小売事業者に関して、大規模施設等を有する需要家との連絡窓口となるような役割を担うべきことを明確化する。また、大規模施設等においては必要に応じて、事前にガス導管事業者とガス小売事業者の双方で合意した需要家については、通常時において、緊急時の対処方針を取り決めておくことが望ましい。

なお、供給停止等の措置など、ガス導管事業者が行う保安上必要な措置について、ガス小売事業者が妨害するような行為を行ってはならないことは言うまでもない。

(ホ) 消防・警察等の防災関係機関との連携

ガスに起因して火災事故等が発生した場合には、消防や警察等の防災関係機関から、ガス事業者に対して協力要請がなされ、現場の立会い等が求められる場合がある。その際には、緊急時対応を行う者として、ガス導管事業者が一義的に対応することとなるが、火災事故等が発生した場合など、ガス小売事業者に対しても立会い等の協力要請がなされた場合には、需要家にガスを供給する者としての立場から、ガス導管事業者と連携して対応することが必要である。

(ヘ) 緊急時対応に備えた需要家との契約

今後は、ガス導管事業者は緊急時対応を行うものの、需要家とは直接の契約関係にはない。

そのため、ガス小売事業者は、需要家と小売供給契約を締結する際に、当該契約書面の中で以下の事項に関して、現行の一般ガス供給約款と同等の項目を設け、ガス導管事業者が緊急時に保安上適切な判断を下すことを担保することが必要である。

また、(ロ)で述べたとおり、ガス小売事業者は改正法第159条第4項の規定により、消費機器調査の結果をガス導管事業者に通知し、緊急時対応に有益な情報に関して、その使用目的を限定した上で、ガス導管事業者に提供することが必要である。消費機器は需要家の所有又は占有する資産であることから、ガス導管事業者への情報提供に際しては、ガス小売事業者があらかじめ需要家の承諾を得ることが必要となる。

そこで、ガス小売事業者と需要家との小売供給契約の中で確実に担保するために、以下の事項に関してガス導管事業者とガス小売事業者との託送供給約款の記載事項とし、その旨需要家との契約に盛り込み、需要家の承諾を取り付けることを、ガス小売事業者に求めることとする。

○緊急時対応において生じる需要家の損害への対応等

ガス導管事業者は、需要家に対する緊急時対応を行う場合であっても、ガス漏れ等により二次災害が発生するおそれがある場合などには、保安を最優先として即座に供給停止を行う場合がある。現在の一般ガス事業者が作成している一般ガス供給約款では、供給停止等を行う場合を明示するとともに、このような場合の免責措置として、例えば、以下のような文言が記載されている。

<「標準一般ガス供給約款」の記載事例>

3 4. 供給または使用の制限等

(1) 当社は、次の各号にかかげる事由に該当する場合には、ガスの供給の制限もしくは中止をし、またはお客さまに使用の制限もしくは中止をしていただくことがあります。

① 災害等その他の不可抗力による場合

② ガス工作物に故障が生じた場合

③ ガス工作物の修理その他工事実施のため必要がある場合

④ 法令の規定による場合

⑤ ガス漏れによる事故の発生のおそれがあると認めた場合 (40 (1) の処置をとる場合を含みます。)

⑥ ガスの不完全燃焼による事故の発生のおそれがあると認めた場合

⑦ その他保安上必要がある場合 (40 (4) の処置をとる場合を含みます。)

(2) 当社は、3 3 (2) に規定するガスの熱量等を維持できない場合及び(1)の規定によりガスの供給の制限若しくは中止をし、又はお客さまに使用の制限若しくは中止をしていただく場合は、状況の許す限りその旨をあらかじめラジオ、テレビ、新聞等の報道機関を通じ、又はその他の適切な方法でお知らせいたします。

3 5. 供給停止

当社は、お客さまが次の各号にかかげる事由に該当する場合には、ガスの供給を停止する

ことがあります。この場合、当社が損害を受けたときは、その損害を賠償していただきます。

(略)

①～③ (略)

④42 各号にかかげる当社の係員の行う作業を正当な理由なくして拒みまたは妨害した場合

⑤ (略)

⑥お客さまが3 (10)の境界線内の当社のガス工作物を故意に損傷しまたは失わせて、当社に重大な損害を与えた場合

⑦40 (5)及び41 (4)の規定に違反した場合

⑧ (略)

37. 供給制限等の賠償

当社が9 (4)、34 又は35 の規定により解約をし、又は供給若しくは使用の制限、中止若しくは停止をしたために、お客さまが損害を受けられても、当社の責めに帰すべき事由がないときは、当社は賠償の責任を負いません。

38. 供給施設の保安責任

(1) (略)

(2) 当社は、ガス事業法令の定めるところにより、(1)の供給施設について(3)に定める検査および緊急時の応急の措置等の保安責任を負います。お客さまの承諾が得られないことにより検査ができなかった場合等、お客さまが当社の責に帰すべき事由以外の事由により損害を受けられたときは、当社は賠償の責任を負いません。

(3)・(4) (略)

なお、ガス導管事業者が行った緊急停止等の応急措置により、「ガス導管事業者の責めに帰すべき事由があるのかどうか」が、損害の生じた需要家との間で議論になるケースも想定される。その際には、原則まずは需要家と直接接点を有するガス小売事業者が、ガス導管事業者と需要家との間の連絡・調整を行うこととなる。

○緊急時対応に関する需要家の協力

ガス導管事業者が緊急時対応を行うに当たり、ガス漏れ等を感知した需要家自身が、メーターガス栓等を閉止するといった応急的な対応を行うことは、ガス事故による被害を防止する観点から重要である。現在の一般ガス事業者が作成している一般ガス供給約款では、需要家の協力として、以下のような文言が記載されている。

<「標準一般ガス供給約款」の記載事例>

40. 保安に対するお客さまの協力

(1)お客さまは、ガス漏れを感知したときは、直ちにメーターガス栓及びその他のガス栓を閉止して、当社に通知していただきます。この場合、当社は、直ちに適切な処置をとります。

(2) 当社は、ガスの供給又は使用が中断された場合、マイコンメーターの復帰操作をして

いただく等お客さまに当社がお知らせした方法で、中断の解除のための操作をしていただくことがあります。供給又は使用の状態が復旧しないときは、(1)の場合に準じて当社に通知していただきます。

○緊急時対応を行うための需要家敷地内への立入り

ガス導管事業者が緊急時対応を行うためには、内管・消費機器が設置されている需要家敷地内に立ち入ることが必要である。現在の一般ガス事業者が作成している一般ガス供給約款では、このような場合の免責措置として、例えば、以下のような文言が記載されている。

＜「標準一般ガス供給約款」の記載事例＞

4 2. 使用場所への立ち入り

当社は、次の各号にかかげる作業のため必要な場合には、お客さまの承諾を得て、係員をお客さまの供給施設またはガス機器の設置の場所に立ち入らせていただきます。この場合には、正当な事由がない限り、立ち入ることを承諾していただきます。なお、お客さまの求めに応じ係員は、所定の証明書を提示いたします。

①～④ (略)

⑤34 または 35 の規定による供給または使用の制限、中止または停止のための作業

⑥ (略)

⑦その他保安上必要な作業

○消費機器調査結果などの情報に関するガス導管事業者への提供

ガス導管事業者が円滑かつ適切に緊急時対応を行うためには、緊急時対応に有益な消費機器等の情報を、その使用目的を限定した上で、ガス小売事業者がガス導管事業者へ提供することが必要である。提供された当該情報はその使用目的を限定してガス導管事業者が保有することとなるが、情報更新はガス小売事業者からの情報提供により行われる。ただし、消費機器は需要家が所有・占有する資産であることから、当該情報は個人データに該当する場合も考えられるため、第三者であるガス導管事業者に情報共有する際には、あらかじめ需要家の同意を得ることが必要となる。

そこで、ガス小売事業者に対して、需要家と小売供給契約を締結する際に、当該情報のガス導管事業者への提供に関し、同意を得ることを求めることとする。

②緊急時におけるガス導管事業者の対応及び連携・協力

ガス導管事業者は、昨年2月に取りまとめられたガス安全小委員会の報告書にあるとおり、24時間体制の緊急保安受付窓口を設置し、緊急車両の配備や緊急出動班の整備など、ガス漏れ等の緊急事態が発生した場合には、迅速な判断のもと、緊急時対応を行うこととなる。

他方、例えば大規模施設等に対して緊急時対応を行う場合には、①で述べたとおり、ガス小売事業者は需要家との連絡窓口となるなどの役割が特に期待される。

特にガス小売事業者にとって重要な顧客である場合には、ガス導管事業者が応急措置等を

実施する段階になって連絡を行うよりも、ガス導管事業者が需要家から通報を受け付けた段階で、ガス小売事業者に即座に連絡することが望ましい場合もある。そのため、あらかじめガス導管事業者とガス小売事業者の双方で合意した需要家については、通報受付時点でガス小売事業者に連絡することとする。

また、大規模施設等においては必要に応じて、事前にガス導管事業者とガス小売事業者の双方で合意した需要家については、通常時において、緊急時の対処方針を取り決めておくことが望ましい。

③緊急時対応に関する保安業務規程の記載

(イ) ガス導管事業者に関する内容

(1) で述べたとおり、現行法においてガス事業者は、技術基準適合維持義務の一環として、内管を含むガス工作物に係る緊急時対応に関し、保安規程に具体的内容を記載することとしている。他方、ガス事業者は、現行法第 40 条の 2 第 4 項において、内管・消費機器といった需要家保安に関し緊急時対応が義務付けられているが、特に具体的内容を記した規程の作成は義務付けられていない^(※6)。

(※6) 内管に関しては、ガス工作物であるため、現行法第 28 条第 1 項等の技術基準適合維持義務の観点から、ガス事業者に緊急時対応の義務が課せられている。また、第 40 条の 2 第 4 項の規定による緊急時対応の規定は、需要家保安に係るものであるため、内管・消費機器をとともに含むものであり、内管については両規定により重疊的に緊急時対応の義務が課せられていることとなる。

今般の改正法第 160 条第 5 項の規定により、ガス小売事業者だけでなく、ガス導管事業者も保安業務規程を作成することとなる。保安業務規程は、「第 159 条の業務」に関して作成することとなるため、改正法第 159 条第 5 項に規定している緊急時対応に関しても、記載対象に含まれている。

そこで、ガス導管事業者は、内管・消費機器に係る緊急時対応に関して、保安業務規程の記載事項とするよう、施行規則に定めることとする^(※7)。なお、緊急時対応は内管・消費機器の区分にかかわらず、面的一体性をもって実施するものであり、ガス工作物に係る緊急時対応として、保安規程に記載しているものと同内容の措置をとることを記載すれば良い。

(※7) 特に、特定ガス導管事業者は、最終保障供給を行うことは想定されないため、消費機器の調査・周知を行わない事業者であることから、保安業務規程の記載内容は緊急時対応に関する事項のみとなる。

(ロ) ガス小売事業者に関する内容

ガス小売事業者は、(イ) で述べたとおり、ガス導管事業者の行う緊急時対応に関し、需要家との連絡窓口となるなど、一定の責務を担うことを求められる。改正法第 159 条第 5 項の規定において、「ガスによる災害が発生し、又は発生するおそれがある場合」において、「速やかに必要な措置をとる」こととしている主語は、ガス導管事業者の他に、ガス小売事業者も含まれ得る。

そのため、ガス小売事業者の作成する保安業務規程においても、消費機器の調査・周知に

関する事項に加えて、ガス小売事業者が行うべき「必要な措置」として、ガス導管事業者の行う内管・消費機器に係る緊急時対応に関する連携・協力を記載事項とするよう、施行規則に規定することとする。これにより、託送供給約款などとともに、緊急時対応に係る連携・協力の実行性を担保することとする。

2. 大規模災害時対応における導管・小売事業者の役割分担について

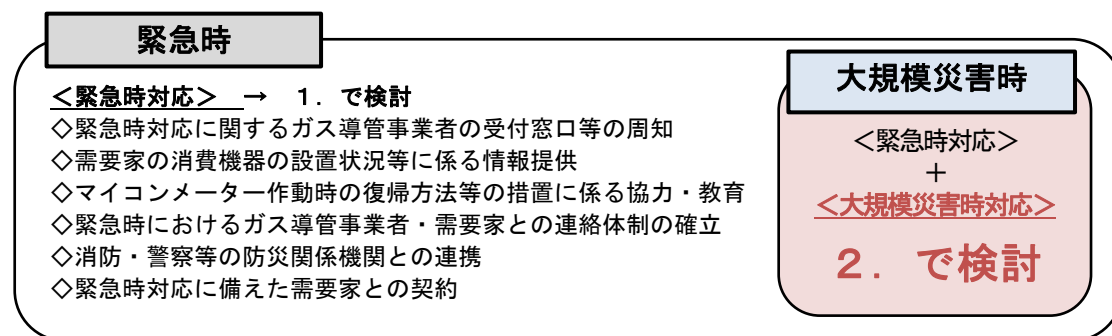
（１）検討の背景

１．で検討した緊急時対応は、基本的にガス漏れやガス爆発のような事故時を想定していた。しかしながら、現行法第 28 条第 1 項等の技術基準適合維持義務に基づき実施する「災害その他非常の場合に採るべき措置」（施行規則第 31 条第 1 項第 9 号）や、現行法第 40 条の 2 における「その供給するガスによる災害が発生し、又は発生するおそれがある場合」における「必要な措置」の中には、こうした緊急時対応の他に、地震や津波のような自然災害の発生時における対応を含んでいる。

そこで、現行制度において、大規模災害^(※1)の発生時（発生するおそれがある場合を含む。以下同じ。）に、ガス事業者が特別な体制を組み、二次災害発生防止や早期復旧の取組を実施していることを踏まえ、大規模災害時対応におけるガス導管事業者・ガス小売事業者間の連携・協力の必要性や在り方について検討することとする。

（※1）具体的には、暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、地震、津波、噴火、地滑りなどの大規模な天災地変その他これに準ずる事由により発生した被害が挙げられる。

<参考Ⅱ－４> 緊急時対応と大規模災害時対応の関係



（２）現行制度の概要

現行制度においては、大規模災害発生時に、緊急時対応に加えて、二次災害の発生を防止し、発生した被害を早期に復旧するため、平常時の組織から大規模災害時対応のための特別組織に速やかに移行し、対応に当たることとしている。

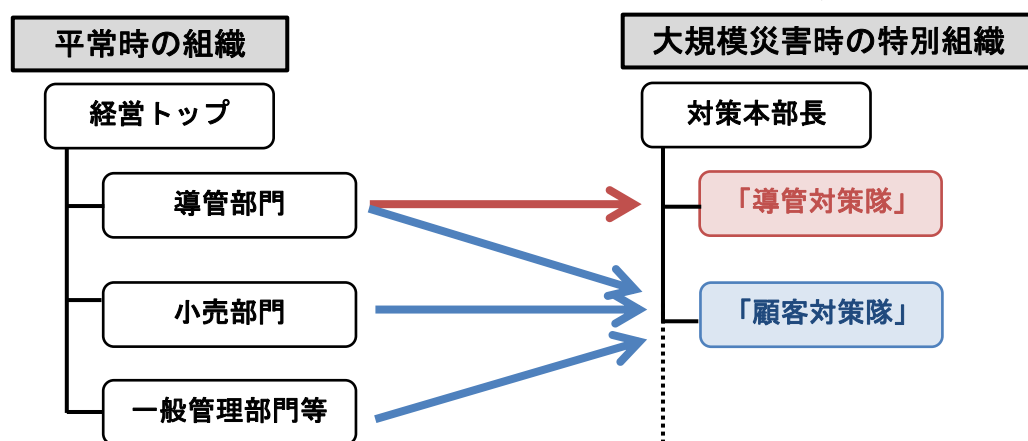
現在の一般ガス事業者は、平常時から参集基準を定め、大規模災害発生時には従事者が参集し、対策本部を設置することとしている。対策本部のもと、平常時の「導管部門」や「小売部門」、「一般管理部門」といった組織を、「導管対策隊」と「顧客対策隊」といった特別

組織に編成し、対策本部長の一元的な指揮命令系統により対処している実態がある^(※2)。

(※2) この他に、「導管対策隊」、「顧客対策隊」に対するバックアップ業務（食糧や宿泊場所の確保、衣類のクリーニングなど）を行う「総務隊」、広報資料の・周知やプレス発表対応等を行う「広報隊」などが存在する。

なお、現在、ガス事業者は、大規模災害時対応におけるガス工作物に対する措置に関しては、現行法第30条第1項等の規定により作成する保安規程において、「災害その他非常の場合に採るべき措置」として、①災害発生時における二次災害防止・早期復旧のための特別体制、②関連会社との協力体制、③防災関連機関との情報連絡、④広報活動、⑤教育・訓練、⑥供給停止判断、⑦救援要請、⑧ガス漏えい・事故対応、⑨器材等の整備などに関して、記載している実態がある。

<参考Ⅱ－5> 現行制度における平常時の組織と大規模災害時の特別組織（例）



①初動対応

(イ) 供給停止の判断・実施（「導管対策隊」）

大規模災害が発生した直後には、同時多発するガス漏れを確実に処理し二次災害を防止することが重要となる。

大規模災害により面的に被害が発生した場合には、「導管対策隊」は被災状況を速やかに把握し、二次災害が懸念される区域については、ブロックごとに「供給停止区域」とする区域の判断を行い、ガバナ（圧力調整器）遮断などにより迅速な供給停止を行うこととなる。他方、被害状況が軽微な区域については、引き続きガスの供給を継続することとなる。

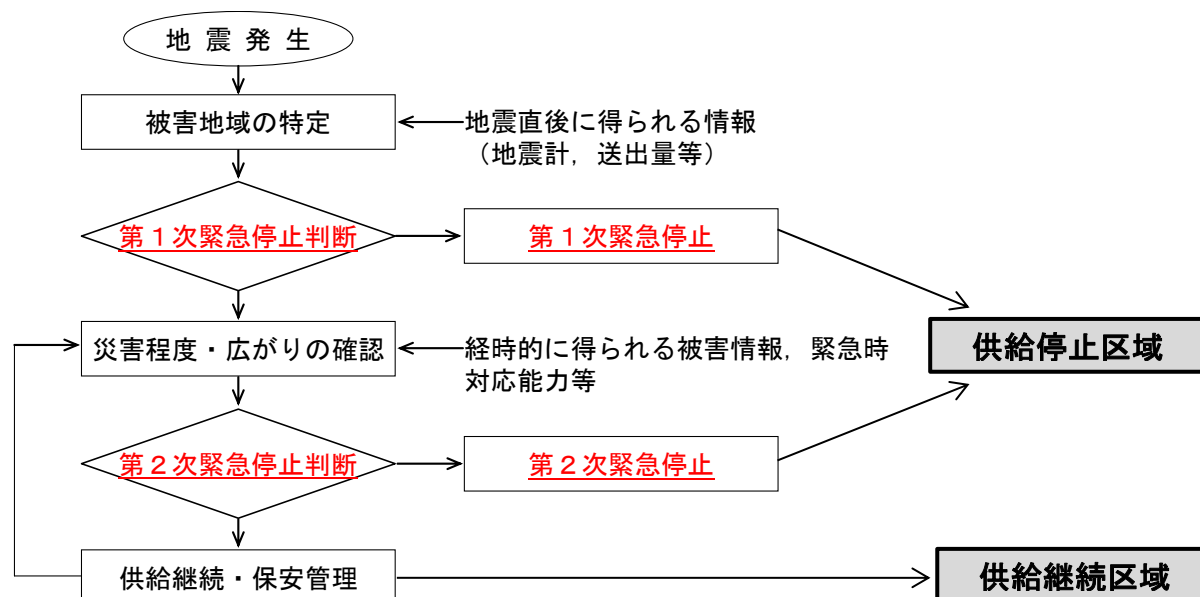
また、緊急の供給停止後に情報収集した被害状況や後述する緊急時対応能力を勘案しながら、「供給継続区域」に対して追加的に供給停止を実行するか判断^(※3)し、必要な場合には追加実施する場合もある。

(※3) 供給停止の判断には、地震発生直後の「第1次緊急停止判断」と、巡回点検等により経時的に得られる被害情報と緊急時対応能力などに応じて決定する「第2次緊急停止判断」がある。

なお、大規模災害時対応において、「供給停止区域」において遠隔遮断や感震遮断により停止しなかった区域に対しては、「導管対策隊」の要員を現地に派遣し、手動による地区ガバナ・バルブ閉止作業^(※4)を行うこととしている。

(※4) 被災状況によっては、導管を切断することにより供給停止を行う場合もある。

<参考Ⅱ－6>大規模地震発生時における代表的な業務フロー



(ロ)「供給継続区域」での対応（「導管対策隊」「顧客対策隊」）

初動対応においては、大規模災害が発生した直後には、同時多発するガス漏れを確実に処理し二次災害を防止するため、「導管対策隊」は「供給継続区域」におけるガス漏れ等の連絡があった被災現場に急行し、応急措置を行うことを最優先に対処することが重要となる。

そのため、ガス事業者では、災害規模に応じてあらかじめ指定された要員を参集し、ガス漏れ電話の受付体制を増強してガス漏れ情報を受付けると共に、導管部門の要員は優先して現場に出動しガス漏れ等の緊急時対応に専念して対応している。

さらに、「導管対策隊」は、ガバナやホルダー、露出配管など、被害が発生した場合に供給上影響が大きい重要なガス設備について巡回点検し、健全性を早期に確認することとしている。そのため、導管部門の従事者のうち、平常時に当該対応以外の業務に従事している従業者も含め、多くが「導管対策隊」の一員として当該作業に注力することとなる。

他方、導管網の破壊・損壊の生じていない「供給継続区域」においては、震度の大きさに応じて、マイコンメーターの感震遮断機能が作動し、自動的に供給遮断が行われる場合がある。この場合には、供給遮断が広い範囲で発生するため、需要家からガスが出ないという問い合わせが急増することとなる^(※5)。

(※5)「供給停止区域」においても、ガス供給が停止している状態となることから、当該区域の需要家から供給停止に関する苦情・相談や復旧状況の問合せが数多く寄せられることが想定される。

このため、電話による苦情・相談や、マイコンメーター復帰問合せに対応するために、平常時の小売部門による一般電話受付体制を増強し、「顧客対策隊」として、当該対応を実施している。また、需要家が自ら復帰操作できない場合には、復帰操作のために現場出動を行う必要があるが、緊急時対応に当たる「導管対策隊」の要員を充てた場合には、緊急時対応

能力が低下し、適切な対応ができないおそれがある。

このため、こうした対応を実施する「顧客対策隊」に関しては、小売部門や一般管理部門の従事者を中心に編成しており、「導管対策隊」による緊急時対応能力を維持しつつ、連携・協力しながら対応している。

<参考Ⅱ－７>東日本大震災における東京ガス（株）の初動対応状況

	供給継続区域 (日立地区以外) 最大震度5強	供給停止区域 (日立地区) 最大震度6強
応急措置を行った低圧導管(※)	約 3,700 箇所	143 箇所
本支管	145 箇所	24 箇所
供給管	131 箇所	6 箇所
灯外内管	929 箇所	113 箇所
灯内内管、メーター、ガス栓等	約 2,500 箇所	
マイコンメーター遮断件数	約 300 万件(推定)	－
マイコンメーター復帰出動件数	約9万件	－

(※) この他にも、通報を受け現場に急行し、応急措置を行う必要がなかった事例も存在。

(出典) 東京ガス株式会社

<参考Ⅱ－８>現行制度における大規模災害時の初動対応の実施イメージ (臨時の電話受付) (ガス漏れ出動)



(出典) 一般社団法人日本ガス協会

②「供給停止区域」の復旧対応（供給停止を伴う場合のみ）

（イ）復旧計画の策定、復旧作業等（「導管対策隊」）

大規模災害の発生から一定期間経過し、二次災害が発生するおそれが低減したあとは、可能な限り速やかにガスの供給を再開することが重要となる。そこで、「導管対策隊」は、本支管からガスメーターまでの導管網に対し、面的な復旧作業に取り組むこととなる。

「導管対策隊」は、被害情報・需要家情報等をもとに、復旧基本計画を策定し、復旧対象地区や復旧期間の見積もり、復旧要員の配置、各復旧部隊の地域分担、臨時供給先などに関して決定する。そして、さらなる被害調査を進め、被害の軽重や地盤状況、水道その他ライ

ラインの破壊・損壊状況^(※6)を勘案しながら、供給再開の復旧優先順位を決めることとなる。その上で、具体的な復旧実施計画を策定し、当該優先順位のもと、個別に復旧対象や復旧行程を取り決め、それに基づき具体的な作業に当たることとなる。

(※6) 特に水道管の被害により漏水し、泥水が導管の中に流入した場合は、水を排出しても土砂が広範囲に導管内に残ることから、導管の切断、掘上げ、入替え等の作業が必要となり、復旧作業効率を大きく下げることになる。

具体的な作業内容としては、(i) 復旧作業を効率的に行うために、「供給停止区域」を地域ごとの「復旧ブロック」に分割し、(ii) 地面下に埋設している導管に対するガス漏えいの検査や、(iii) 破壊・損壊された箇所を特定し、修理を行うとともに、修理作業が完了した導管網に関しては、(iv) 供給停止中の地区ガバナを再稼働させることで、本支管からガスメーターまでの導管網におけるガスの供給を再開している。さらに、これらの作業を現場で担うことに並行して、(v) 作業の進捗管理や作業実施計画の立案、必要資機材の確保や道路管理者対応、作業結果の図面管理など、多くのスタッフ業務も同時に実施している。

さらに、作成した復旧実施計画における優先順位に基づき、早期復旧が社会的に必要と判断された病院等の施設に対しては、ガス事業者が移動式ガス発生設備を用いてガス供給を臨時に再開することとしており、「導管対策隊」がその維持・運用^(※7)を担っている。

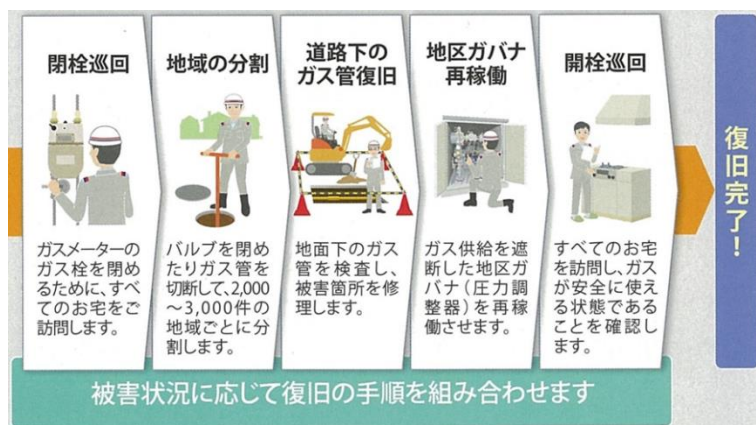
(※7) 当該移動式ガス発生設備に関するガスボンベの交換、残量管理などについて、「顧客対策隊」が実施している場合もある。

(ロ) 保安閉開栓（「顧客対策隊」）

上記のような「導管対策隊」による復旧作業に当たっては、作業前に一度メーターガス栓を閉止した上で実施する必要がある。また、「復旧ブロック」における地区ガバナ再稼働後は、メーターガス栓を閉止している全ての需要家宅を訪問し、灯内内管に対するガス漏えいの検査や消費機器における給排気設備の異常の有無に関する確認など、ガスが安全に使用できる状態であることを確認の上、開栓することが必要となる。

大規模災害時対応においては、「導管対策隊」は(2)①の(i)から(v)のような復旧作業に専念して取り組むことが求められる。さらに、大規模災害時には導管網の破壊・損壊の程度が著しく、また、水道管の破壊・損壊により地中埋設の導管が浸水するなど、復旧作業が難航する状況が想定される。そうした場合には、「顧客対策隊」が対策本部長からの指示を受けて、復旧対策の前後にメーターガス栓の閉開栓を行うこととしている。

＜参考Ⅱ－9＞大規模災害時における復旧対策の業務フロー



(出典) 東京ガス株式会社

＜参考Ⅱ－10＞現行制度における大規模災害時の復旧対応の実施イメージ
(復旧作業) (開栓作業)



(出典) 一般社団法人日本ガス協会

③被災区域外におけるガス事業者の救援

被災区域内のガス事業者は、①、②のとおり初動対応と復旧対応を行うこととなるが、平成19年7月の新潟県中越沖地震や平成23年3月の東日本大震災などのような、非常に大規模な災害が発生した場合には、被災区域外のガス事業者が救援活動を行っている実態がある。

具体的には、一般社団法人 日本ガス協会が「地震・洪水等非常事態における救援措置要綱」(以下「救援措置要綱」という。)を策定しており、被災一般ガス事業者による救援要請や、救援活動の内容、災害時の連絡方法、対策本部の設置基準などに関して、相互に一般ガス事業者が救援する業界ルールを定めている。

被災区域外のガス事業者による救援活動は、基本的には初動対応ではなく、復旧対応に関するものを主に想定している。被災ガス事業者の対策本部等^(※8)の指揮命令系統のもと、「導管対策隊」の一員として復旧計画策定の補助や復旧作業の実施、「顧客対策隊」の一員として保安閉開栓の実施に従事することとしている。また、この他にも「総務隊」の一員として、

救援事業者の食事・宿泊所の手配等の後方支援に当たる場合もある。

(※8) 他にも、一般社団法人 日本ガス協会における対策本部長が設置した現地対策本部の指揮命令系統のもと対応に当たる場合がある。

＜参考Ⅱ－11＞過去の大震災時における被災区域外ガス事業者の応援実績

	復旧対象戸数	復旧日数	最大時応援人数 (事業者数)	最大復旧人数	復旧延べ人数
阪神・淡路大震災 (平成7年)	85.7 万戸	94 日	3,700 名 (155 者)	9,700 名	約 72 万人・日
新潟県中越地震 (平成 16 年)	5.7 万戸	39 日	1,600 名 (17 者)	1,600 名	約 4 万人・日
新潟県中越沖地震 (平成 19 年)	3.4 万戸	42 日	2,500 名 (29 者)	2,600 名	約 6 万人・日
東日本大震災 (平成 23 年)	40.2 万戸	54(36※) 日	4,100 名 (58 者)	4,600 名	約 10 万人・日

※事業者ごとの実作業日数のうち最長のもの

(出典) 一般社団法人日本ガス協会

(3) 見直しの必要性

現行制度における大規模災害時の対応は、これまでガス事業者において、導管部門や小売部門といった社内組織が、平常時の役割分担の範囲を越えて連携・協力を行っているという実態が存在しており、改正法の施行後においても、このような連携・協力を行うことが、二次災害防止や早期復旧の観点から重要である。

今般の法改正後においては、緊急時対応や大規模災害時対応に関しては、ガス導管事業者が行うこととなる(※9)。

(※9) ガス小売事業者が自ら維持し、及び運用する導管網により、託送供給を受けずにガスを供給する場合には、当該導管網の保安や緊急時対応はガス小売事業者自身が行うこととなる。ここでの議論は、ガス小売事業者は、ガス導管事業者からの託送供給を受けてガスを供給する場合を想定している。

他方、(2) で述べたとおり、大規模災害時においては、導管網が面的に破壊・損壊し、大規模な供給支障が生じるとともに、ガス漏れ出動・応急措置といった緊急時対応が同時多発するような事態も想定される。ガス導管事業者とガス小売事業者は、それぞれの保安上の責任を果たすことが基本ではあるが、ガス導管事業者が有効に大規模災害時対応を行うためには、改正法施行後においても、平常時の役割分担の範囲を越えて、一体として初動対応と復旧対応を当てることが重要となる。

この点、改正法第 163 条では、ガス導管事業者や新規参入者であるガス小売事業者を含む、全てのガス事業者に対して、公共の安全の維持と災害の発生の防止に関し、相互に連携し、協力しなければならない義務を課したところである。

そこで、改正法第 163 条を踏まえ、1. において議論した緊急時対応の連携・協力事項に加えて、特に大規模災害時において求められる連携・協力の内容について、現行制度において行われている取組を踏まえ、制度設計を行うことが求められる。

（４）論点

①被災区域内のガス導管事業者が担う役割

今般の法改正後における大規模災害時対応は、ガス導管事業者が改正法第 61 条第 1 項の技術基準適合維持義務に基づく保安業務、第 159 条第 5 項に基づく業務として実施する義務を担うことから、現行ガス事業者と同様に、主体的に実施していくこととなる。

そこで、供給区域内に大規模災害が発生したガス導管事業者が担うべき役割として、以下のとおり明確化し、現在ガス事業者が行っている内容を、引き続き担うこととする

（イ）対策本部の設置

今般の法改正後においても、大規模災害発生時には、二次災害発生防止や早期復旧の観点から、平常時によらない特別の組織を編成し、大規模災害時対応の従事者を動員することが必要である。そこで、ガス導管事業者は大規模災害発生時には、対策本部を設置して、一切の対応を対策本部のもとで行うこととし、あらかじめ従事者の参集基準を設定することとする。

また、対策本部のもとに「導管対策隊」や「顧客対策隊」、「総務隊」等を設置するとともに、対策本部は二次災害発生防止・早期復旧のための対応の司令塔として、対策本部長が「導管対策隊」・「顧客対策隊」等の対応を一元的に指揮命令する。加えて、各部隊の動員状況の確認等を行い、被害状況に応じて適切な人員・資材等の割り振りを行うこととする。

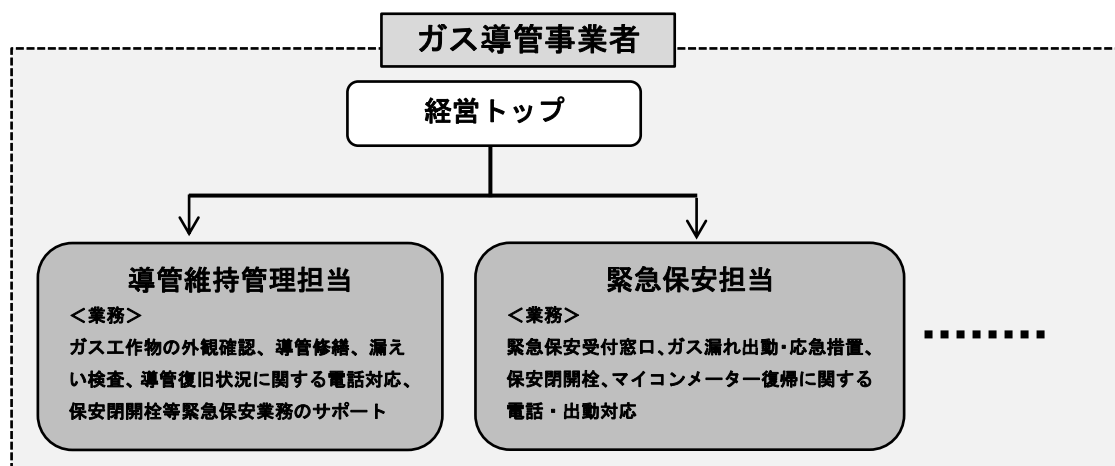
なお、供給停止を行うかどうかで、導管網の復旧作業や保安閉開栓を行うことの要否など、大規模災害時対応の作業手順・作業量が決まり、どのようにガス小売事業者に連携・協力を求めていくかが決まることとなる。そこで、ガス小売事業者に対し後述の連携・協力を求める場合の参集基準として、具体的には次のような内容とする^(※10)。

（※10）これはガス小売事業者に対して求める参集基準であるため、それ以外の場合（例えば震度 4 の地震等）において、ガス導管事業者が自発的に対策本部を設置することを妨げるものではない。

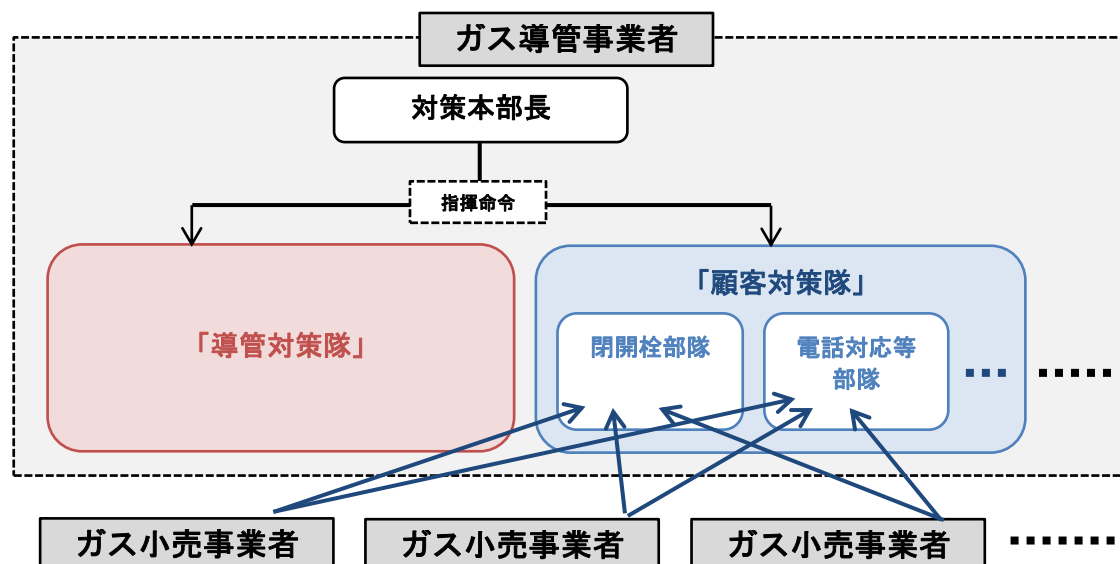
＜参考Ⅱ－12＞大規模災害発生時におけるガス小売事業者に対する参集基準（基本イメージ）

小規模災害時 （震度4以下の地震）、 供給支障対応等	大規模災害が発生し、 又は発生するおそれがあるとき （震度5弱の地震等）	大規模災害が発生し、 又は発生するおそれがあるとき （震度5強以上の地震等）
平常時の体制 ^{#1}	平常時の体制 ^{#1} →導管事業者から要請があれば、 <u>大規模災害時の特別体制^{#2}に移行</u> （必要に応じて指定要員参集）	<u>大規模災害時の特別体制^{#2}</u> （指定要員の自動参集）

1 改正後における平常時の体制（基本イメージ）



2 改正後における大規模災害時の特別体制（基本イメージ）



（ロ）「導管対策隊」、「顧客対策隊」に期待される機能

現行制度においては、対策本部のもとに設置された「導管対策隊」の役割としては、（２）①、②で述べたとおり、初動対応として、（i）被害状況に関する情報収集、（ii）ガバナ遮断等による供給停止の判断・実施、（iii）緊急時対応の実施、（iv）供給上影響の大きいガス工作物の巡視点検といった対応や、復旧対応として、（v）復旧計画の作成・復旧の優先順位の設定、（vi）復旧計画に基づく導管修繕などの復旧作業といった対応が挙げられる。そこで、ガス導管事業者が設置する「導管対策隊」に関しても、同様の対応を求めることとする。

また、現行制度における「顧客対策隊」の役割に関しても、２（１）、（２）で述べたとおり、初動対応として、（i）マイコンメーター遮断による需要家からの相談・問合せ対応、（ii）マイコンメーターの復帰操作の指示や現場での復帰作業、（iii）導管網の復旧状況に関する問合せ対応があり、復旧対応として（iv）保安閉開栓の計画作成・実施が挙げられる。

ことから、ガス導管事業者の設置する「顧客対策隊」に関して同様の対応を求めることとする。

(ハ) 大規模災害時対応で担うべき業務に関する人員・資機材の確保

ガス導管事業者が効果的に大規模災害時対応を行うために、平常時から大規模災害発生時における行動基準を定め、委託先や連携・協力を実施するガス小売事業者を含む従事者に対して、あらかじめ当該内容に関して周知するとともに、人員や被災情報の提供に関する協力体制を確立することとする。

また、委託先やガス小売事業者から共有された参集予定人員リストを管理し、当該情報をもとに参集基準や参集方法、分担業務の詳細をあらかじめ作成することとする。さらに、大規模災害発生時に適切な供給停止を実施できるよう、緊急停止基準を策定しておくとともに、指揮命令系統を一元化するため、対策本部長となるべき者をあらかじめ定め、対策本部長が参集困難な事態を想定した代行者を定めておくこととする。

加えて、当該対応を行うためには、あらかじめ自社構内に対策本部となるべき場所を定めておくとともに、災害時優先電話、通信機器、非常用電源、移動用車両、工作車、採水車、導管網の図面、修繕工具類等の資機材を確保することとする。また、定期点検等を実施し、発災後すぐに使用できるよう備えることとする。

(ニ) 大規模災害時に備えた防災教育・訓練

ガス導管事業者は、自らの責任を確実に果たすために、自社の従業員や関連会社など委託先の従事者等^(※11)に対して、大規模災害時の参集基準や、果たすべき役割、供給停止判断基準に関する事項など、大規模災害時対応を行うために必要なスキルを養うために必要な教育・訓練を行うこととする。

(※11) 例えば、大規模災害の発生時にはガス漏えい通報受付、応急措置に従事する要員が不足することが考えられるため、日常これらの業務に従事していない者についても、対応能力の向上を図るよう教育・訓練を行うことが挙げられる。

加えて、ガス小売事業者が連携・協力の観点から、ガス導管事業者の対策本部に参画して対処に当たる場合も想定されるため、ガス小売事業者の参集予定者に対しても、平常時において、あらかじめ防災教育・共同訓練を行うことを求めることとする。

＜ガス導管事業者によるガス小売事業者に対する教育・訓練の内容（例）＞

- ・大規模災害時の参集基準、参集方法に関する事項
 - ・連携・協力を求める役割（業務フロー、電話受付、マイコンメーターの復帰操作、保安閉開栓）に関する事項
 - ・指揮命令系統や連絡方法、連絡先等に関する事項
 - ・参集状況共有や要員過不足調整等に関する事項
 - ・大規模地震対策特別措置法等の基礎知識
 - ・その他大規模災害時対応の実施に関し必要な事項
- など

(ホ) 需要家・報道機関に対する広報活動

現在、ガス事業者は、平常時から災害発生時の広報活動ができるだけ円滑に行えるよう準備するとともに、災害発生時には、発災直後やガス供給停止時、復旧作業中、復旧完了時の各時点において、その状況に応じたかたちで広報活動を行うこととしている。また、「供給継続区域」の需要家に対しても、必要に応じて広報活動を行っている実態がある。

具体的な広報活動としては、マイコンメーターの復帰操作方法や、「供給停止区域」・「供給継続区域」の町名・地図表示、復旧進捗・見込み情報などに関して、報道機関に情報提供を行うとともに、ホームページやテレビ・ラジオCM、チラシ投函により需要家に周知する方法が挙げられる。

そこで、ガス導管事業者においても、災害発生後において、引き続きこのような広報活動を求めることとする。

(ヘ) 防災関係機関との情報共有・連絡

現在、ガス事業者は、大規模災害発生時には、消防・警察・地方自治体等といった防災関連機関に対して、被災による推定被害や、「供給停止区域」の範囲、復旧見込みといった情報を提供するとともに、「供給継続区域」において講じた保安措置等について状況報告を行うことが求められる。

また、国や地方自治体に設置された災害対策本部と被害状況、復旧状況について相互に情報提供するとともに、必要に応じて職員を派遣し、緊密な連絡調整を行うこととしている。

そこで、ガス導管事業者においても、災害発生後において、引き続きこのような対応を求めることとする。

②ガス導管事業者とガス小売事業者との連携・協力

(イ) 被災区域内のガス小売事業者による連携・協力

大規模災害時対応は、今般の法改正後には、ガス導管事業者が一元的に対処することとなるが、現行制度においても小売部門が「顧客対策隊」の一員として重要な役割を果たしている実態を踏まえれば、ガス小売事業者においても一定の役割を果たすことが期待される。

そこで、被災区域内のガス小売事業者に対して求める連携・協力として、以下の項目に関して明確にする^(※12)。

(※12) 当該連携・協力の項目に関する詳細は、ガス導管事業者・ガス小売事業者ごとにその規模・特性、置かれた環境等が異なることから、ガス導管事業者とガス小売事業者との個別協議により、可能な範囲で取り決め、実施することとなる。

○ガス導管事業者における対策本部への参画

大規模災害発生時は、被災区域内のガス導管事業者が対策本部を設置し、供給区域内の二次災害の発生防止や早期復旧のために、一元的に指揮命令を行うこととなる。

ガス小売事業者においても、大規模災害発生時に一定の役割を果たすために、対策本部指

揮下の特別体制に参画し、「顧客対策隊」に必要な要員を供出し、供出した人員をサポート^(※13)する仕組みを構築することで、必要な連携・協力を行うこととする。

(※13) 例えば、対応が長期にわたる場合における要員交代の検討などが挙げられる。

○被災需要家からの電話対応等（主に初動対応）

対策本部指揮下の特別体制に参画したガス小売事業者に対し、具体的に期待される役割としては、「顧客対策隊」の一員として対処することが挙げられる。

大規模災害発生時における「顧客対策隊」の対応としては、主に初動対応として、①マイコンメーター遮断による需要家からの相談・問合せ対応、②マイコンメーターの復帰操作の指示や現場での復帰作業、③導管網の復旧状況に関する問合せ対応といった業務が挙げられる。①・②の業務に関しては、ガス導管事業者が原則行うこととなるが、1.における緊急時対応の議論において、「仮に需要家からガス小売事業者に当該相談・問合せがあった場合には、ガス小売事業者が当該対応等を行う」と整理されたところである。また、③の業務に関しても、ガス導管事業者が「導管対策隊」の業務に注力していることを踏まえれば、需要家と直接接点を有するガス小売事業者が一定の役割を果たすことが期待される。

そこで、ガス小売事業者は、ガス導管事業者の対策本部の指揮命令系統のもと、「顧客対策隊」の一員として、当該対応を行うことを求めることとする。

なお、当該各項目に関しては、現行制度においても導管部門は「導管対策隊」にほぼ専念しており、小売部門から来た要員が小売部門の営業電話回線を活用して実施している実態がある。そのため、こうした電話対応業務に関して、ガス小売事業者は、自らが小売供給契約を締結しガス供給を行う需要家を対象に当該対応を実施することから、基本的には、ガス小売事業者の事務所において当該対応を主体的に行うことが想定される。

また、電話対応業務に際しては、需要家からの相談・問合せ等に確実に対処できるようにし、ガス小売事業者は、電話回線を増設するなど24時間体制の電話対応窓口を設置することとする。

○復旧対応における保安閉開栓（復旧対応、供給停止を伴う場合のみ）

現行制度における「顧客対策隊」の役割としては、初動時の電話対応やマイコンメーターの復帰操作の他に、復旧時における「供給停止区域」に対する保安閉開栓がある。

保安閉開栓は、ガス工作物の操作を含んでおり、需要家の契約先にかかわらず面的に実施する必要性があることなどから、平常時の体制による緊急時対応においては、ガス導管事業者単独で対処することが基本となる業務である。

しかしながら、大規模災害発生時における保安閉開栓は、消費機器である給排気設備の確認も要するものであること、また、ガス導管事業者が「導管対策隊」の業務に注力していることを踏まえれば、ガス小売事業者が一定の役割を果たすことが期待される。

そのため、ガス小売事業者は電話対応業務等に加えて、ガス導管事業者の対策本部の指揮命令系統のもと、「顧客対策隊」の一員として、復旧対応における保安閉開栓を担うことを求めることとする。

なお、復旧時の保安閉開栓における具体的な作業は、灯内内管に対するガス漏えいの検査^(※14)や消費機器における給排気設備の異常の有無に関する確認作業が伴うものである。また、保安閉開栓に関しては、電話対応業務等とは異なり、小売供給契約の締結の有無にかかわらず、「供給停止区域」において面的に実施すべきものである。

(※14) 仮に検査の結果ガス漏えいが確認された場合には、開栓作業を中止し「導管対策隊」に情報を引継ぎ、「導管対策隊」が内管の修繕を行ったのち、開栓作業をあらためて行うこととなる。

○大規模災害時対応で担うべき業務に関する人員・資機材の確保

ガス小売事業者が電話対応やマイコンメーターの現場復帰操作といった初動対応や、保安閉開栓といった復旧作業の実施に関して、一定の責任を担うとした場合、実際に大規模災害が発生した場合に備えて、平常時から準備をしておくことが重要となる。

そこで、ガス小売事業者は、事前に参集基準を定めてガス導管事業者の対策本部指揮下の特別体制に参画することを定めるとともに、参集予定要員のリストを作成^(※15)し、ガス導管事業者にリストを共有することとする。また、災害発生時には、ガス小売事業者の事務所の電話回線を増設し、24時間体制の電話窓口を設置することとなるため、必要な電話回線や事務所の非常用電源、通信設備、パソコン、食料等の資機材の確保を求めることとする^(※16)。

(※15) 参集予定要員は、必ずしも自社の従業員に限定する必要はない。そのため、例えば、平常時において閉開栓業務を行うような委託先事業者の従業員を一定数、当該リストに含めることも妨げない。ただし、委託先の従業員を含める場合には、近隣の他のガス小売事業者の参集予定人員と重複していないかどうか、委託先にあらかじめ確認する必要がある。

(※16) 保安閉開栓に必要な工具類に関しては、基本的にはガス導管事業者が確保していくこととなるが、平常時の閉開栓業務でガス小売事業者が使用する工具類を持参できる場合には、ガス小売事業者が持参の上、「顧客対策隊」に参画することが望ましい。

なお、ガス導管事業者は、大規模災害発生時に社会的重要度が高い需要家に対して、優先的にガスの供給再開ができるよう復旧実施計画を作成している実態がある。そこで、ガス小売事業者は、社会的に重要な需要家（救急指定病院、福祉施設、避難所等）に対してガス供給を行う場合には、平常時からガス導管事業者にその旨を情報提供しておくことが望ましい。

○大規模災害時対応で担うべき業務に関する教育・訓練

加えて、ガス小売事業者は、いざというときに迅速かつ円滑に対応するために、ガス導管事業者が行う保安閉開栓等の業務に関する災害教育、共同訓練を受講し、参画することとする。さらに、ガス小売事業者自身も、自らの参集予定要員に対して、あらかじめ参集基準や参集後に必要となる業務フローとともに、電話受付業務やマイコンメーターの復帰操作^(※17)などに関して、教育・訓練を実施することとする。また、必要に応じて、大規模災害発生後においても、参集した要員に対して簡単な再教育を実施することも望ましい。

(※17) 1. の緊急時対応における教育と同内容のものが想定される。

＜ガス小売事業者による基本的な教育・訓練の内容（例）＞

- ・大規模災害時の参集基準、参集方法に関する事項
- ・安否確認方法に関する事項
- ・果たすべき役割（業務フロー、電話受付業務、マイコンメーターの復帰操作、保安閉開栓）
- ・防災に関する資機材の確保に関する事項
- ・需要家等に対する広報活動に関する事項
- ・指揮命令系統や連絡方法、連絡先等に関する事項
- ・ガス導管事業者に対する参集状況共有や要員過不足調整等に関する事項
- ・その他大規模災害時対応の実施に関し必要な事項

など

○需要家への注意喚起

大規模災害発生時には、マイコンメーターの復帰操作方法や、導管網の「供給継続区域」・「供給停止区域」に関する情報、導管網の復旧情報、保安上注意すべき事項に関して、ガス導管事業者がホームページやテレビCMの掲載、報道機関への情報提供を行うこととなる。

そこで、ガス小売事業者に関しても、需要家と直接の接点を有する者であることから、自社のホームページへの掲載やチラシ投函などを通じて、需要家に周知し、注意喚起に努めることが必要である。

○ガス導管事業者からの協力要請協議への対応

・大規模災害発生時の協力要請

大規模災害発生時には、ガス導管事業者はその体制如何にかかわらず、ガス漏れ出動・応急措置といった緊急時対応や、導管網の復旧対応等に対応することとなる。

被災状況によっては、ガス導管事業者から、ガス小売事業者に対して、先述の電話対応やマイコンメーター復帰、保安閉開栓以外の業務に関する支援^(※18)に関しても、協力要請を行う場合が考えられる。その場合には、要請を受けたガス小売事業者はガス導管事業者と個別折衝による協議を行い、その要否を検討することとなると考えられるが、ガス小売事業者はガス導管事業者からの協力要請に対して、誠意を持って協議することが望ましい。

（※18）例えば、ガス漏えい通報受付やガス漏えい確認、ガス工作物の外観確認など

・大規模災害発生時以外の協力要請

大規模災害の発生時には、ガス小売事業者は、＜参考Ⅱ－12＞における基準により編成されたガス導管事業者の対策本部に参画し、電話対応業務等や保安閉開栓業務に従事することが求められるが、小規模災害（震度4以下の地震）やサンドブラスト（漏水による導管の損傷・水の流入）等による供給支障事故の発生時など、ガス導管事業者が平常時の体制による緊急時対応によって対処するような場合には、マイコンメーターの現場復帰や閉開栓作業を含めて、ガス導管事業者単独で対処^(※19)することとなる。

（※19）ただし、1. 緊急時対応で整理したとおり、ガス小売事業者に入電があった場合には、電話によるマイコンメーター復帰操作の案内をガス小売事業者が行う場合など、ガス小売事業者は緊急

時対応に必要な連携・協力を行うこととなる。

しかしながら、ガス導管事業者の規模、供給支障の規模等によっては、迅速な復旧を行うためにも、ガス導管事業者がガス小売事業者に対して、マイコンメーターの現場復帰や閉開栓作業などに関して、協力要請を行う場合も考えられる。その場合には、ガス小売事業者は同様に、誠意を持って協議することが望ましい。

＜参考Ⅱ－13＞供給支障事故の例

（導管への水流入・噴出）

（泥水流入後の土砂堆積状況）



（出典）一般社団法人日本ガス協会

（ロ）被災区域外のガス導管事業者・ガス小売事業者による連携・協力

現行制度において、一般社団法人日本ガス協会の作成する「救援措置要綱」に基づき、被災区域外における一般ガス事業者は、「導管対策隊」や「顧客対策隊」などに参画し、過去の災害時においても重要な役割を果たしてきたところである。

そこで、今般の法改正後においても、被災区域外のガス導管事業者は、「導管対策隊」や「顧客対策隊」に参画し、引き続き被災事業者と一体となって大規模災害時対応を行うことが望ましい。

また、被災区域外のガス小売事業者に関しても、可能な限り、被災区域内のガス小売事業者と同様に、「顧客対策隊」に参画し、保安閉開栓に従事することで、早期の復旧作業の実施に対して連携・協力していくことが望ましい。

③大規模災害時における連携・協力として求められる事項の担保手法

以上のように、大規模災害発生時において、二次災害発生を防止し、早期復旧を行うためには、ガス導管事業者とガス小売事業者との連携・協力が不可欠である。

改正法第163条では、ガス導管事業者や新規参入者であるガス小売事業者を含む、全てのガス事業者に対して、公共の安全の維持と災害の発生の防止に関し、相互に連携し、協力しなければならない義務を課したところである。

そこで、第163条の連携・協力義務を具体的に示すものとして、1. で検討した緊急時対応に関する事項に加え、今般の内容に関して、国が作成する「連携・協力ガイドライン」に記載することとし、緊急時・大規模災害時に関して明確に示すこととする。また、特に必要な連携・協力事項については、以下の方法により保安業務規程等の記載事項とする。

(イ) ガス導管事業者に関する内容

ガス導管事業者は、改正法第 61 条第 1 項の技術基準適合維持義務に基づく保安業務、第 159 条第 5 項に基づく業務として、大規模災害時対応を実施することとなる。

現行制度では、(2) で述べたとおり、保安規程において、大規模災害時におけるガス工作物に関する措置を記載している。そこで、今後は、ガス導管事業者が改正法第 64 条第 1 項等の規定により作成する保安規程において、当該内容を記載することとする。

また、ガス導管事業者の作成する保安業務規程においては、改正法第 159 条第 5 項の業務に関して記載することとなる。そのため、保安業務規程においても、同内容を記載することとする。

さらに、大規模災害時対応に関する記載事項としては、現行の記載内容に加えて、(i) ガス小売事業者の連携・協力を受け入れる「導管対策隊」、「顧客対策隊」の編成や動員指示、人員受入れ方法、(ii) ガス小売事業者等に対して実施する防災教育・共同訓練、被災時における臨時の保安教育といった事項に関して記載することとする。

(ロ) ガス小売事業者に関する内容

ガス小売事業者については、「顧客対策隊」の一員として、主に初動時に電話対応業務、マイコンメーターの復帰操作を行い、復旧時に保安閉開栓を担うことが期待される。

そこで、ガス小売事業者の作成する保安業務規程において、大規模災害発生時には、その対応を優先し、ガス導管事業者の対策本部に参画し、対策本部長の指揮命令のもと一体的に対応を行うことを記載することとする。そして、平常時から大規模災害発生時に備えて、ガス導管事業者の教育・訓練に参加するとともに、自ら従事者に対して教育・訓練を実施することに関して記載することとする。

さらに、大規模災害時対応を実際に実施するに当たっては、ガス導管事業者やガス小売事業者の規模・特性に応じたかたちで対応することとなるため、あらかじめガス導管事業者とガス小売事業者との間で、当該対応に関する協議を行うことを、託送供給約款において取り決めることとする。

④今後の見直しの必要性

今後、大規模災害時対応の在り方に関しては、既存ガス事業者のシェアの変動など事業環境の変化や、導管部門の法的分離の実施状況、大規模災害発生後など、定期的に制度の在り方を検討し、必要な箇所は見直しを行っていくこととする。

3. 内管等の工事、維持及び運用に係る連携・協力について

(1) 現行制度の概要

現行制度においては、ガス事業者は現行法第 28 条第 1 項等の規定により、そのガス事業の用に供するガス工作物に関して、技術基準適合維持義務といった保安責任を担っている。そのため、ガス事業者は、需要家資産である内管やガス栓など（以下「内管等」という。）を含め、当該ガス工作物に関し、ガス事業者やその承諾を受けた者が工事を行い、定期的な検査により技術基準適合を確認し、必要がある場合には修繕・改修を行っている。

また、現行制度で内管等を工事、維持及び運用するガス事業者は、基本的に需要家と直接の契約関係にある。そのため、一般ガス事業者は、内管等を含めたガス工作物の工事、維持及び運用に関して、現行法第 17 条の規定による一般ガス供給約款にて、必要な事項を定めている。

具体的には、①ガス工作物工事の申込み方法や工事の実施主体等に関する取決め、②ガス工作物に関する検査の実施、③需要家による検査拒否やガス工作物損傷などの際の供給制限・停止、④供給制限・停止時の免責事項、⑤需要家による安全なガス使用のための協力や責任、⑥検査時等における敷地内への立入り、などの事項に関し、契約締結時に需要家の承諾を取り付けた上で、ガスの小売供給を行うこととしている。

(2) 見直しの必要性

今般の法改正によるガスの小売全面自由化後は、事業類型が一般ガス導管事業者、特定ガス導管事業者、ガス小売事業者等に整理されることとなる。

内管の工事、維持及び運用に関しては、昨年 2 月に取りまとめられたガス安全小委員会の報告書において、①仮に需要家がガス小売事業者を変更する場合でも、同一の事業者が内管の設置状況や過去からの点検情報を一元的に管理した上で内管保安を実施することが有効、②内管の維持管理は、各戸の需要家が別々のガス小売事業者を選択した場合でも、同一の事業者が面的に実施することが効率的、などといった理由から、「ガス導管事業者が行うことが適当」との結論を得た。

そのため、今般の法改正後においては、当該報告書を踏まえ、ガス導管事業者に内管保安の義務を課す^(※1) こととしている。なお、業務委託に関しては、現行法と同様に、特段の制限は課せられていない。

(※1) ガス小売事業者が自ら維持し、及び運用する導管網により、託送供給を受けずにガスを供給する場合には、内管を含めた当該導管網の保安は、ガス小売事業者自身が行うこととなる。ここでの議論は、ガス小売事業者は、ガス導管事業者からの託送供給を受けてガスを供給する場合を想定している。

しかしながら、ガス導管事業者は、ガス小売事業者に対して託送供給を行う事業者であり、需要家との間では基本的に直接の契約関係にはないことから、改正法施行後において、内管の工事、維持及び運用に生じる課題の検討を行う必要がある。

（３）論点

①現行制度の一般ガス供給約款で担保している事項

今般の法改正により、ガス導管事業者が内管を含めた導管網の工事、維持及び運用を行うこととなるが、ガス導管事業者は基本的に託送供給を行う者であることから、（２）で述べたとおり、需要家と基本的に直接の契約関係にはない。他方、ガス導管事業者は、ガス小売事業者に対する託送供給に係る料金その他の供給条件について、託送供給約款を定め、一般ガス導管事業者の場合は経済産業大臣の認可を受け、特定ガス導管事業者の場合は経済産業大臣への届出を行うこととしている。

ガス導管事業者は、当該約款に基づき、ガス小売事業者との間で託送供給についての契約を締結することとなる。ガス小売事業者は、当該約款に基づく契約のもと、需要家と小売供給契約を締結することとなるため、これまで一般ガス事業者が一般ガス供給約款にて担保していた保安に関する事項については、小売供給契約において、需要家の承諾を得ることが必要となる。

そこで、ガスの全面自由化後には、以下の事項に関して、ガス導管事業者が定める託送供給約款において規定することとし、需要家との小売供給契約において、その承諾を取り付けるよう、ガス小売事業者に求めることとする。

（イ）ガス工作物工事の申込み方法や工事の実施主体等

ガス導管事業者は、内管などのガス工作物を需要家の敷地内に設置し、改正法第 61 条第 1 項等の規定に基づき、技術基準適合維持義務のもと、当該ガス工作物の工事、維持及び運用に関する保安業務を行うこととなる。

ガス工作物は、その定義上、「ガス事業の用に供すること」を要件としており、改正法第 193 条においては、現行法と同様に、保安責任を担うガス事業者の承諾を得ずにガス工作物の変更を行うことは罰則をもって禁止している。

そのため、法改正後においても、需要家資産である内管等を含め、需要家敷地内にガス工作物を設置する際には、需要家等からガス導管事業者やその承諾を受けた者にガス工作物の工事を申し込み、ガス導管事業者やその承諾を受けた者に工事を行わせることとなるが、需要家に対してその旨知らせておくことが必要となる。また、内管等を需要家資産としていることに関しても、あらかじめ需要家に知らせておくことが必要となる。

現行の一般ガス事業者が作成している一般ガス供給約款では、ガス工作物の新設・変更時における、ガス工作物工事の申込み方法や、工事の実施主体等を明示しており、例えば、以下のような文言が記載されている。

＜「標準一般ガス供給約款」の記載事例＞

5. 使用の申込み及び契約

（１）ガスを新たに使用する方（ガスを新たに使用するためのガス工事のみを申し込む方を含みます。）又はガスの使用状況の変更をしようとする方は、あらかじめこの供給約款を承諾のうえ、当社にガス使用又はガス工事の申し込みをしていただきます（１２（１）た

だし書きにより当社が承諾した工事人（以下「承諾工事人」といいます。）にガス工事を申し込む方を除きます。

7. 承諾の義務

（１）当社は、５（１）のガス使用又はガス工事の申し込みがあった場合には、（２）又は（３）に規定する場合を除き、承諾いたします。

（２）当社は、次に掲げる当社の責めによらない事由によりガスの供給又はガスの工事が不可能若しくは著しく困難な場合には、申し込みを承諾できないことがあります。

①～⑤ （略）

（３）・（４） （略）

12. 工事の実施

— ガス工事の施工者等 —

（１）ガス工事は、当社に申し込んでいただき、当社が施工いたします。ただし、（２）に定める工事は、承諾工事人に申し込んでいただき、承諾工事人に施工させることができます。

（２）ガス工事のうち、お客さまが承諾工事人に申し込み、施工させることができる工事は、低圧（ゲージ圧力で０．１メガパスカル未満の圧力をいいます。）でガスの供給を受けており、ガスメーターの能力が１６立方メートル毎時以下のマイコンメーターがすでに設置されている一般建物（ガス事業法令に定められている建物区分の一般業務用建物、一般集合住宅又は一般戸建住宅に該当するものをいいます。）で、そのガスメーターより下流側で以下のいずれかに該当する露出部分の工事といたします。

①～⑥ （略）

（３） （略）

— 気密試験等 —

（４）当社が施工した内管及びガス栓を、当社がお客さまに引き渡すにあたっては、当社はあらかじめ内管の気密試験を行います。

（５）承諾工事人が施工した内管及びガス栓を、承諾工事人がお客さまに引き渡すにあたっては、当社はあらかじめ承諾工事人に内管の気密試験を行わせます。ただし、当社が必要と認めた場合には、当社が内管の気密試験を行うことがあります。

（６）承諾工事人が実施した工事に保安上の瑕疵がある場合、又は（５）の気密試験に合格しない場合は、補修が完了するまで当社は当該施設の使用をお断りすることがあります。

（７）～（１０） （略）

13. 工事に伴う費用の負担

— 供給施設の所有区分と工事費 —

（１）内管及びガス栓はお客さまの所有とし、お客さまの負担で設置していただきます。

（２）・（３） （略）

（４）お客さまのために設置されるガス遮断装置は、原則としてお客さまの所有とし、お客さまの負担で設置していただきます。

（５） （略）

(6) お客さまの申し込みによりそのお客さまのために設置される整圧器は、お客さまの所有とし、お客さまの負担で設置していただきます。

(7) (略)

(8) お客さまの申し込みにより設置される昇圧供給装置は、お客さまの所有とし、お客さまの負担で設置していただきます。

(9) ～ (24) (略)

4 1. お客さまの責任

(1)・(2) (略)

(3) お客さまは、圧縮ガス等を併用する場合には、当社の指定する場所に当社が認めた安全装置を設置していただきます。この場合、安全装置はお客さまの所有とし、その設置に要する費用（設計見積金額に消費税等相当額を加えたものいたします。）をお客さまに負担していただきます。

(4) (略)

(ロ) ガス工作物に関する検査実施

ガス導管事業者は、内管等の需要家敷地内に設置されたガス工作物に対して、技術基準に適合しているか、内管漏えい検査などにより確認を行うこととなる。検査の実施のためには、ガス導管事業者は、ガス工作物が設置されている需要家敷地内に立ち入ることが必要となる。そのため、ガス導管事業者は、自らの保安責任を明示的に示すとともに、その承諾をあらかじめ取り付けることが必要となる。

現行の一般ガス事業者が作成している一般ガス供給約款では、例えば以下のような文言が記載されている。

<「標準一般ガス供給約款」の記載事例>

3 8. 供給施設の保安責任

(1) 内管及びガス栓等、1 3 (1) (4) (6) (8) 及び 4 1 (3) の規定によりお客さまの資産となる 3 (10) の境界線よりガス栓までの供給施設については、お客さまの責任において管理していただきます。

(2) 当社は、ガス事業法令の定めるところにより、(1) の供給施設について (3) に定める検査及び緊急時の応急の措置等の保安責任を負います。お客さまの承諾が得られないことにより検査ができなかった場合等、お客さまが当社の責に帰すべき事由以外の事由により損害を受けられたときは、当社は賠償の責任を負いません。

(3) 当社は、ガス事業法令の定めるところにより、3 (11) に規定する内管及びガス栓並びに 3 (14) に規定する昇圧供給装置について、お客さまの承諾を得て検査いたします。
なお、当社は、その検査の結果を速やかにお客さまにお知らせいたします。

4 2. 使用場所への立ち入り

当社は、次の各号にかかげる作業のため必要な場合には、お客さまの承諾を得て、係員をお客さまの供給施設またはガス機器の設置の場所に立ち入らせていただきます。この場合に

は、正当な事由がない限り、立ち入ることを承諾していただきます。なお、お客さまの求めに応じ係員は、所定の証明書を提示いたします。

- ① (略)
- ② 検査及び調査のための作業
- ③ 当社の供給施設の設計、施工又は維持管理に関する作業
- ④～⑥ (略)
- ⑦ その他保安上必要な作業

また、需要家資産となっているガス工作物に関して、需要家が求めた場合には、法令上必ず行うこととはされていない事項であっても、一般ガス事業者は技術基準適合性の検査を行っている。そこで、現行の一般ガス事業者が作成している一般ガス供給約款では、以下のような文言が記載されている。

＜「標準一般ガス供給約款」の記載事例＞

1 5. 供給施設等の検査

- (1) (略)
- (2) お客さまは、内管、昇圧供給装置、ガス栓、ガス機器、お客さまのために設置されるガス遮断装置又は整圧器及び3（15）に定めるガスメーター以外のガス計量器等が法令等に定める基準に適合しているかについての検査を当社に請求することができます。この場合、検査の結果、法令等に定める基準に適合しているかどうかにかかわらず検査料をご負担していただきます。
- (3) ・(4) (略)

(ハ) 内管等のガス工作物に関する需要家の保安上の責務・協力

内管等のガス工作物に関しては、技術基準適合維持義務などの保安責任はガス導管事業者が担うこととなるが、需要家資産であることから、需要家自身が所有者又は占有者としての責任をもって管理し、検査により基準不適合の結果が出たときには改修・使用の中止等の所要の措置をとるとともに、ガスを適切かつ安全に使用することが求められる。

また、ガス工作物については、需要家敷地内に設置されているものであっても、保安責任を担うガス事業者の承諾を得ないでみだりにガス工作物の施設の操作・工事等の変更を行うことは罰則をもって禁止されている^(※2) ものではあるが、需要家にその旨明示的に知らせておくことは有益である。

(※2) そのため、ガス小売事業者も含めて、ガス導管事業者以外の者が、ガス工作物の操作等の変更を行う場合には、ガス導管事業者の承諾をあらかじめ得ることが必要となる。

現行の一般ガス事業者が作成している一般ガス供給約款では、例えば、以下のような文言が記載されている。

＜「標準一般ガス供給約款」の記載事例＞

38. 供給施設の保安責任

(1) 内管及びガス栓等、13(1)(4)(6)(8)及び41(3)の規定によりお客さまの資産となる3(10)の境界線よりガス栓までの供給施設については、お客さまの責任において管理していただきます。

40. 保安に対するお客さまの協力

(1)・(2) (略)

(3) お客さまは、38(3)及び39(2)のお知らせを受けたときは、ガス事業法令に定める技術上の基準に適合するよう改修し、又は使用を中止する等所要の措置をとっていただきます。

(4) 当社は、保安上必要と認める場合には、お客さまの構内又は建物内に設置した供給施設、ガス機器について、修理、改造、移転若しくは特別の施設の設置を求め、又は使用をお断りすることがあります。

(5) 当社は、お客さまが当社の承諾なしに供給施設を変更し、又は供給施設若しくは33(2)に規定するガスの熱量等に影響を及ぼす施設を設置することをお断りいたします。

(6) (略)

なお、今般の法改正後は、改正法第62条等の規定により、ガス導管事業の用に供するガス工作物のうち、当該ガス導管事業者以外の者が所有・占有するガス工作物に関しては、その所有者・占有者はガス導管事業者の保安業務に協力するよう努める（第1項）とともに、仮に技術基準不適合により改修等の命令が経済産業大臣から発出された場合には、保安業務に協力しなければならない（第2項）としている。さらに、改修等の命令が発出されたにもかかわらず、その所有者・占有者が保安業務に協力しない場合であって、そのガス工作物が公共の安全の確保上特に重要なもの^(※3)である場合には、経済産業大臣が当該所有者・占有者に協力するよう勧告を行う（第3項）こととしている。

（※3）勧告対象となるガス工作物の要件については、Ⅱ－3. 2. で別途議論を行う。

当該条文の「ガス事業者以外のガス工作物の所有者・占有者」とは、具体的には、内管等の所有者・占有者、すなわち需要家が該当し得る。そこで、今般の法改正後は、上の事項に加えて、需要家の協力責務や、勧告対象の需要家の場合には、勧告制度に関することについても盛り込むべきである。

（二）ガス工作物に影響を与えるような特殊な消費機器の設置に伴い必要となる保安措置

消費機器は需要家資産であり、需要家自身が設置することができるものであるが、消費機器の中には保安上の取り扱いに注意を要する特殊なガス機器が存在する。

当該機器の使用において、都市ガスとそれ以外の圧縮ガス等を混合して使用する場合があり、その際に当該ガスが導管に逆流した場合には、供給支障や着火、爆発など重大な事故につながるおそれがあることから、逆流を防止するような安全機器を設置する必要がある。

また、昇圧供給装置は、圧力の変動（脈動）などによりガス工作物の圧力に影響を与え得

るものであるため、適正な使用方法を遵守する必要がある、ガス導管事業者の認めた安全装置の設置等の条件を満たさねばならない。

そのため、現行の一般ガス事業者が作成している一般ガス供給約款では、圧縮ガス等を併用する場合や昇圧供給装置を使用する場合に、あらかじめ一般ガス事業者の承諾を得るよう、例えば、以下のような文言が記載されている。

＜「標準一般ガス供給約款」の記載事例＞

4 1. お客様の責任

(1)・(2) (略)

(3) お客様は、圧縮ガス等を併用する場合には、当社の指定する場所に当社が認めた安全装置を設置していただきます。この場合、安全装置はお客様の所有とし、その設置に要する費用（設計見積金額に消費税等相当額を加えたものといたします。）をお客さまに負担していただきます。

(4) お客様は、昇圧供給装置を使用する場合には、その使用方法に従い天然ガス自動車又は次の各号にかかげるすべての条件を満たすものにガスを昇圧して供給することのみに使用していただきます。

①～⑤ (略)

(ホ) 内管等の維持・管理が行えない場合の供給停止等

ガス導管事業者が内管等の維持・運用を適切に行うためには、検査など保安業務を確実に実施することが必要となる。現行の一般ガス事業者が作成している一般ガス供給約款には、仮に需要家が正当な理由無く保安業務を拒否し、又は妨害した場合などにおいて、ガス供給を停止することがあるとしており、例えば、以下の文言が記載されている。

＜「標準一般ガス供給約款」の記載事例＞

3 5. 供給停止

当社は、お客様が次の各号にかかげる事由に該当する場合には、ガスの供給を停止することがあります。この場合、当社が損害を受けたときは、その損害を賠償していただきます。

なお、①、②及び③の事由によりガスの供給を停止する場合には、あらかじめその旨を予告いたします。この場合、供給停止を予告する日と供給を停止する日との間に少なくとも5日間（休日を含みます。）の日数をおいて予告いたします。

①～③ (略)

④ 4 2 各号にかかげる 当社の係員の行う作業を正当な理由なくして拒み又は妨害した場合

⑤ (略)

⑥ 3 (10) の境界線内の 当社のガス工作物を故意に損傷し又は失わせて、当社に重大な損害を与えた場合

⑦ 4 0 (5) 及び 4 1 (4) の規定に違反した場合

⑧ その他この供給約款に違反し、その旨を警告しても改めない場合

なお、上の記載以外にも、1. 緊急時対応で述べたとおり、保安上必要がある場合の供給制限や、供給停止の解除、免責に関する記載が、現在一般ガス供給約款で担保されている。

②全面自由化による事業類型の整理に伴い新たに求められる事項

今般の法改正により、需要家に対するガス供給に係る事業類型がガス小売事業者とガス導管事業者に分かれたことから、一般ガス供給約款に記載していた事項以外にも、連携・協力が求められる事項が存在する。そこで、ガス小売事業者は、(3) ①の事項に関して需要家の承諾を得ることに加えて、以下の事項に関して、ガス導管事業者に情報提供等により、協力することが望ましい。

(イ) 消費機器設置状況等の情報提供

ガス導管事業者が有効に内管等の需要家敷地内にあるガス工作物の維持・運用を行うためには、消費機器・警報器の設置状況など、ガス工作物の維持・運用に有効な消費機器等に関する情報を把握していることが望ましい。そのため、ガス小売事業者は改正法第159条第4項の規定により、需要家の承諾のもと、消費機器調査の結果をガス導管事業者に通知することとしており、ガス工作物の維持・運用に有益な情報に関して、その使用目的を限定した上で、ガス導管事業者に提供することは、緊急時対応のみならず、内管等の維持・運用の観点からも求められるところである。

(ロ) 敷地内他工事に関する情報提供等

ガス工作物の工事、維持及び運用を行う際には、解体事業者など、ガス事業者以外の者による需要家敷地内における工事（以下「敷地内他工事」という。）によって、ガス工作物が損壊し、ガス漏れ等の事故が生じる事例が多いことから、敷地内他工事事故対策が重要となっている。

そこで、現行一般ガス事業者は、保安規程において他工事事故の対策に取り組むこととしており、①日常の業務を通じた他工事の把握や、②他工事に関する教育の計画的な実施、③他工事事業者との協議・協定締結、④他工事の際の巡回や立会い、などに関して、保安規程に記載することとしている。

今般の法改正後は、ガス導管事業者が引き続き当該措置を行うこととなる。しかしながら、需要家と基本的に直接の契約関係にないガス導管事業者は敷地内他工事情報を把握する機会が現状に比べ減少する可能性があるため、ガス小売事業者は、例えば、日常の業務を通じて他工事の情報を把握した場合には、ガス導管事業者に対して当該情報を提供することや、需要家に対して敷地内他工事事故防止への協力を求めることが保安上望ましい。

Ⅱ－２．ガス小売事業者による保安業務関係

１．消費機器調査・周知の実施体制について

（１）現行制度の概要

現行法においては、ガス事業者に対して、消費機器の技術基準適合性の調査やガスの安全使用を行うための危険発生防止周知を行うこととしている。消費機器とは、ガス瞬間湯沸器やガスふろがまなど「ガスを使用する場合に用いられる機械又は器具」のことを指しており、ガス事業者は現行法第 40 条の 2 の規定に基づき、原則 3 年度ごとに 1 回以上の頻度で周知を行い、40 ヶ月に 1 回以上の頻度で調査を行っている。

消費機器は需要家資産であることが一般的であることから、現行法第 40 条の 3、第 40 条の 4 の規定により、技術基準適合の責任は消費機器の設置者や需要家に課せられている。しかしながら、保安の確保に万全を期す観点から、「需要家にガスを供給する事業者」の社会的責務として、ガス事業者に対し、消費機器に係る技術的知見のもと調査・周知を実施することを義務付けている。

現行制度においては、消費機器の調査・周知は「需要家に小売供給を行っているガス事業者」に課している。そのため、現在制度では需要家に小売を行う一般ガス事業者はもちろんのこと、自由化部門（年間契約量：10 万 m^3 以上）において、託送供給を受けてガスを供給しているケースにあつては、新規参入者（大口ガス事業者等）が調査・周知を担っている^{（※1）}。

（※1）他方、大口供給のうち、年間ガス供給量が①50 万 m^3 以上に相当する量である場合、②10 万 m^3 以上に相当する量であり需要家が工業用建物の場合には、大口需要家はガスに一定の知見を有する者であることに鑑み、ガス事業者の調査・周知義務を免除している（施行規則第 106 条第 2 項、第 107 条第 2 項）。

<参考Ⅱ－14>消費機器調査・周知の作業イメージ

①消費機器の調査



②危険発生防止周知



(出典) 一般社団法人日本ガス協会

現行法においては、ガス事業者は消費機器の調査・周知に関して、施行規則の中で調査・周知対象や頻度、項目等を規定しているが、その実施体制や実施方法等については具体的に規定していない。

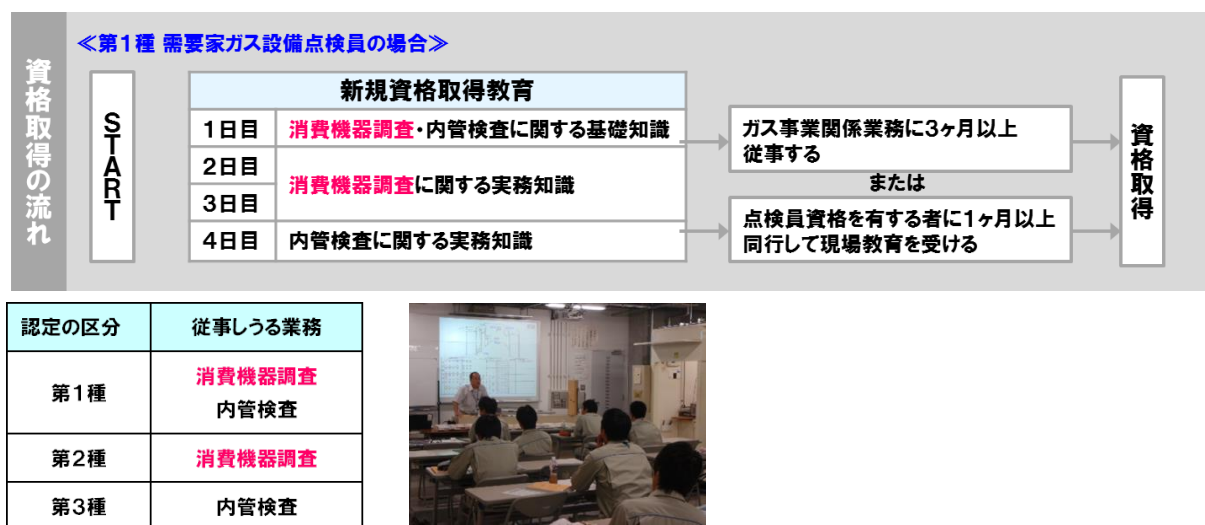
しかしながら、実態面においては、現行制度におけるガス事業者は、ガス工作物の工事、維持及び運用に関して規定している保安規程において体制を整備しており、各事業の規模や特性に応じて、消費機器の調査・周知に関する体制を確保している。また、ガス事業者がガス工作物の工事、維持又は運用の監督のために選任するガス主任技術者についても、消費機器に関する知見を求めており、消費機器の調査・周知を監督している実態がある。

なお、消費機器の調査・周知を実施する者に関しては、必ずしもガス事業者自身である場合に限らず、委託を受けた事業者が行う場合もある。実際に業務を行う調査員に関しては、委託先の従業員である場合も含め、全てに業界資格（需要家ガス設備点検員、登録調査員）の取得を業界ルール化しており、教育・訓練によって一定の知識・技能を持った者による業務実施により、安全性を担保している。

＜参考Ⅱ－15＞「需要家ガス設備点検員」の概要（一般ガス事業者の業界資格）

一般社団法人日本ガス協会においては、消費機器調査又は内管漏えい検査に従事する者の資格として、業界資格「需要家ガス設備点検員」を運営している。一般ガス事業者が選任するトレーナーが、自社の点検員の新規取得・資格更新のための講習を実施している。当該資格は、①内管漏えい検査と消費機器調査をともに従事する者である「第1種」、②消費機器調査のみを行う「第2種」、③内管漏えい検査のみを行う「第3種」がある。

当該資格を取得するには、所要の教育を受講し、かつ、実務経験としてガス事業関係業務に3ヶ月以上従事するか、点検員資格を有する者に1ヶ月以上同行して現場教育を受けることが求められる。



（出典）一般社団法人日本ガス協会

＜参考Ⅱ－16＞「登録調査員」の概要（簡易ガス事業者の業界資格）

一般社団法人日本コミュニティーガス協会においては、消費機器調査及び灯内内管の漏えい検査に従事する者の資格として、業界資格「登録調査員」を運営している。当該資格を取得するには、定期的に開催される講習会（認定講習・再講習）を受講し、認定講習課程を修了した上で、資格認定試験を受験し、当該試験に合格する必要がある。資格取得者に対しては「調査員証」が交付され、「調査員」として登録される。

認定講習	講義 5時間以上 (調査員講習テキストに基づく)	認定試験
再講習	資格取得後、3年ごとに再講習	

（出典）一般社団法人日本コミュニティーガス協会

（２）見直しの必要性

改正法による小売全面自由化後は、事業類型が一般ガス導管事業者、ガス小売事業者等に整理されることとなる。消費機器の調査・周知に関しては、昨年２月に取りまとめられたガス安全小委員会の報告書において、ガス小売事業者は①需要家と直接接点を有し、需要家のガスの使用方法を把握する場合も多い、②消費機器に関する問合せ対応等を通じて消費機器情報を把握することとなる、などといった理由から、「ガス小売事業者が行うことが適当」との結論を得た。改正法では、当該報告書を踏まえ、第 159 条において、ガス小売事業者に消費機器の調査・周知の義務を課すこととしている。なお、業務委託に関しては、現行法と同様に、特段の制限は課せられていない。

（１）で述べたとおり、現行制度においてガス事業者は社内責任体制を明確化し、従事者への保安教育といった措置を講じている実態がある。これまでガス保安の水準の維持・向上は、こうした実施体制のもと実現されてきたことを踏まえると、改正後のガス小売事業者^{（※２）}についても、同水準の実施体制を整え、適切に調査・周知を行っていくことが求められる。

（※２）なお、ガス小売事業者の供給を受けられず、需要家が一般ガス導管事業者による最終保障供給を受ける場合には、当該一般ガス導管事業者が消費機器の調査・周知を行うこととなる。ここで議論に関しては、ガス小売事業者による消費機器の調査・周知を想定しているが、一般ガス導管事業者の行う消費機器の調査・周知に関しても同様の整理とする。

（３）論点

①消費機器調査・周知に係る実施体制の担保手法

これまで、ガス事業者はガス工作物を維持・運用し、当該ガス工作物に関する保安規制のもと、保安規程の作成やガス主任技術者を選任し、消費機器の調査・周知の実施においても、一体的な体制のもと業務を行ってきた実態がある。しかしながら、ガス小売事業者はガス工作物を維持・運用しない場合には、保安規程の作成やガス主任技術者の選任といったガス工作物に係る保安義務は課せられない。

また、保安に係る費用に関しては、従来のガス事業者は総括原価方式を基本として必要な費用回収を行っていたが、今後はガス小売事業者が自由な料金設定のもと、競争的な市場環境のもとに置かれることから、適正な実施体制のもとで消費機器の調査・周知を行う制度的な裏付けを担保することが求められる。

以上の観点を踏まえると、ガス小売事業者に対しては、ガス工作物の維持・運用の如何にかかわらず、消費機器に関して、（i）調査・周知の監督を行う責任者を明確化し、その指揮命令のもとで業務を遂行すること、（ii）調査・周知の遂行に関する管理体制に関すること、（iii）調査従事者に対する保安教育・訓練を計画的に実施すること、（iv）適正な実施方法を定め作業を行うこと、が重要であり、各事業者の規模・環境等に応じた最適なかたちで、確実に実行を求める制度とすることが望ましい。

今般の改正法第 160 条では、ガス小売事業者は消費機器の調査・周知に関して保安業務規程を作成し、事業開始前に経済産業大臣に届け出ることとなる（同条第 1 項）。そして、その内容が消費機器の調査・周知の適正な実施を確保するために必要があると認められるとき

は、経済産業大臣がその内容の変更を命ずることができるとしている（同条第3項）。

そこで、上記（i）～（iv）までの内容に関して、ガス小売事業者の作成する保安業務規程の記載事項として施行規則で定め、経済産業大臣が事業開始前に届け出られた内容を確認し、必要がある場合には変更命令を発出することとする。

②消費機器の調査・周知の実施体制

現行制度においては、ガス事業者は消費機器の調査・周知に関して実施体制や実施方法等について具体的に規定していない。

他方、実態面においては、ガス事業者は、ガス工作物の工事、維持及び運用に関して規定している保安規程において体制を整備しており、各事業の規模や特性に応じて、消費機器の調査・周知に関する体制を確保している。

そこで、ガス小売事業者による消費機器の調査・周知に関する体制について、国として作成する「モデル保安業務規程」^{（※3）}において、以下（イ）及び（ロ）に記載するような、現行の保安規程の記載事例を参考に、以下（ハ）のとおり記載することとする。

（※3）「モデル保安業務規程」は、ガス小売事業者が保安業務規程を作成する際に参考となるよう、国として作成・公表するものである。ガス小売事業者は、本モデルを参考としながらも、規模・組織構造などの事業実体に即したかたちで、自らの保安業務規程を作成することとなる。

（イ）現行制度における保安管理体制

現在、ガス事業者はガス工作物に関し作成する保安規程の中で、ガス工作物の工事、維持及び運用に関する保安業務を管理する組織（以下「保安管理組織」という。）を、事業所単位で定めることとしている実態がある。

具体的には、事業所の長を、「ガス工作物の工事、維持及び運用に関する保安業務を統括する者（保安統括者）」として位置付け、事業所ごとに置くとともに、その指示のもと保安に従事する者として、「保安主任者」を保安管理組織のうち業務分掌する担当の直ごとに置くこととしている^{（※4）}。

（※4）この他に、必要に応じて「保安管理者」、「保安企画推進員」、「保安係員」を置く場合もある。

「保安主任者」の職務としては、事業所の長の指示のもと、（i）保安計画の作成、（ii）事故内容の審査、（iii）所管官庁に提出する報告書のうち保安に関するものの審査、（iv）保安に関する法定業務や巡視、点検、検査等に関する記録の確認、（v）委託先を含めたガス工作物の運転員、作業員、導管工事現場の監督者を指揮し保安の確保に努めること、などを行うこととしている。

（ロ）現行制度における保安監督体制

現行制度においては、ガス事業者がガス工作物の工事、維持又は運用の監督のために選任するガス主任技術者に対して、消費機器に関する知見を求めており、消費機器の調査・周知を監督している実態がある。

現在、ガス事業者がガス工作物に関して作成する保安規程の中で、ガス主任技術者の具体

的な職務として（i）保安統括者に対する意見具申・助言、（ii）保安計画の審査、（iii）保安規程やその他の諸規程の制定・改廃に関して意見すること、（iv）事故内容の審査、（v）所管官庁に提出する報告書のうち保安に関するものの審査、（vi）使用前検査・定期自主検査の統括、（vii）立入検査に原則立ち会うこと、（viii）保安教育計画の審査、（ix）保安規程の実施状況の把握を定めている。さらに、必要がある場合には、ガス主任技術者は保安関係の資料提出を求めることができることとしている。

また、ガス主任技術者が病気その他やむを得ない事情により不在となる場合には、その職務を代行する者に関して、あらかじめ指名しておくこととしている。

（ハ）ガス小売事業者が保安業務規程に記載すべき保安管理・監督体制

現在、ガス事業者は、ガス工作物の工事、維持及び運用に関して規定している保安規程において体制を整備し、消費機器の調査・周知に関する体制を確保している実態がある。

そこで、消費機器の調査・周知などガス小売事業者が行う保安業務の実施体制として、保安業務規程に保安管理組織を定めるとともに、保安業務に関する全体統括・監督を行う者^{（※５）}として、「保安業務監督者」を選任することとする。監督・指揮命令を有効に行うために、「保安業務監督者」には、事業所の長をもって充てることとする。

（※５）ガス導管事業者から託送供給を受けてガスを供給しているガス小売事業者にあつては、消費機器の調査・周知以外にも、緊急時対応・大規模災害時対応に関する連携・協力を行うこととなるため、当該内容に関しても監督を行うこととなる。

「保安業務監督者」の職務としては、（i）事業所の全ての保安業務を統括管理する、（ii）保安計画の審査、（iii）保安業務規程の改正やその他の諸規程の制定・改廃に関して意見すること、（iv）事故内容の審査、（v）所管官庁に提出する報告書のうち保安に関するものの審査、（vi）立入検査に原則立ち会うこと、（vii）保安教育計画の審査、（viii）保安業務規程の実施状況の把握とする。そして、消費機器の調査・周知など保安業務の従事者は、「保安業務監督者」の指示に従うこととし、職務遂行上必要な場合には、「保安業務監督者」は必要な資料提出を求めることができることとする。

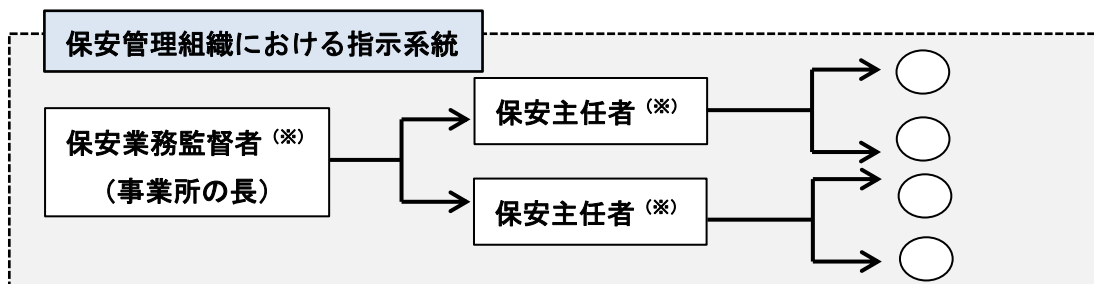
さらに、「保安業務監督者」が病気その他のやむを得ない事情により不在となる場合における代行者に関しても、あらかじめ指名しておくこととする。

また、「保安業務監督者」の指示のもと業務管理を担い、委託先を含めた作業者を指揮する「保安主任者」に関しても設置をするよう保安業務規程に定め、ガス小売事業者による消費機器の調査・周知の円滑な実施に向けた体制整備を担保することとする。

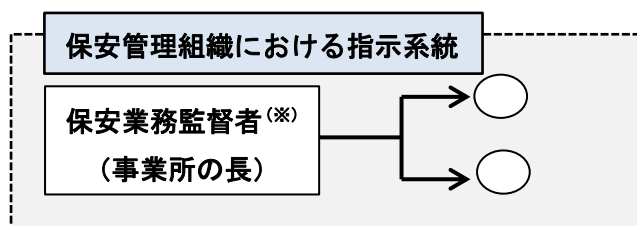
なお、ガス小売事業者の規模等の実態によっては、「保安主任者」を設けず、「保安業務監督者」が直接従事者に対する指揮等を行う場合もある。その場合には、先述の「保安主任者」が担うべき職務について、「保安業務監督者」が担うこととする。

＜参考 2—17＞保安業務規程において定める保安管理体制（基本イメージ）

①保安主任者を置く場合



②保安主任者を置かない場合



③消費機器調査の監督者・従事者に対する教育・訓練

（イ）「保安業務監督者」に求める教育・訓練

現在、ガス事業者は、ガス主任技術者試験に合格し、ガス主任技術者免状を有する者のうちから、ガス主任技術者を選任することとしている。ガス主任技術者試験は、現行施行規則第 41 条で定めたとおり、①ガス事業関係法令（保安に関するものに限る。）、②ガスに関する物理及び化学理論、③ガス工作物の工事、維持及び運用に関する技術、④ガス工作物の構造及び機能、⑤ガスの成分分析及び熱量等の測定、⑥ガス器具の構造及び機能に関する科目について出題しており、当該項目に関して十分な知識を有することが担保されている。

こうした実態を踏まえ、ガス小売事業者は、「保安業務監督者」の選任予定者に対して、その監督に係る事項、すなわち、①ガス事業関係法令（保安に関するものに限る。）、②ガスに関する物理及び化学理論、③消費機器の調査・周知などガス小売事業者を行う保安業務に関する技術、④ガス器具の構造及び機能に関する科目に関して、教育・訓練を行うこととする。

（ロ）調査員に求める教育・訓練

現在、ガス事業者は、ガス主任技術者以外の者においても、保安規程の中で教育・訓練の実施の項目を設け、ガス工作物の工事、維持及び運用に関する保安の徹底を図るため、関係者に対して日常の業務を通じた保安に関する教育・訓練を行うとともに、毎年作成する教育計画によって教育・訓練を行うこととしている。

具体的な教育・訓練の内容としては、（i）知識・技能の習得向上に関する事項、（ii）従事者としての基本的な心構え等保安意識の徹底強化に関する事項、（iii）事故時及び非常災害時の措置に関する事項、（iv）消防法令等火災予防に関する事項、（v）その他保安に関し必要な事項に関して実施することとしている。

さらに、先述のとおり、ガス事業者は消費機器の調査従事者に対して、「需要家ガス設備点検員」や「登録調査員」といった業界資格を設定し、その基礎知識や実務知識に関して、教育・訓練を行っている現状がある。

そこで、ガス小売事業者に対しても、同様に、保安業務規程において、消費機器の調査従事者に対する教育・訓練について定めることとし、具体的な教育計画を毎年定めて実施していくこととする。

また、ガス小売事業者の保安業務規程の中に、消費機器の調査従事者に対して、あらかじめ消費機器調査に関する基礎知識・実務知識に関して、教育・訓練を行うよう記載することとする。なお、現在ガス事業者は、「需要家ガス設備点検員」や「登録調査員」の資格取得・講習等を通じて、適正な実施を行う知識・技能を担保している現状がある。ガス小売事業者がしっかりと調査従事者に対して教育・訓練を行うために、こうした業界資格やそれに相当する知見を習得することが望ましい。

2. 消費機器に係る「自主保安」活動について

(1) 現行制度の概要

現行制度においては、「2020年時点における死亡事故ゼロ」などを目標とした「ガス安全高度化計画」の達成に向けて、ガス事業者は、法令によらない保安の向上に向けた自主的な保安活動（以下「自主保安」という。）を積極的に展開しており、ガスの保安水準は着実に改善してきている。

また、国によるガス保安の規制に関しても、社会の動向や社会的ニーズを踏まえ、保安確保を前提としながらも、各事業者の自己責任原則を重視し、国の関与を必要最小限とした体系への転換を行ってきた。国による規制手法が「事前規制中心」から「事後規制中心」に徐々に移行することで、現在のガス事業者による自主保安を組み込みながら「保安水準を維持・向上する」という政策目標の達成を目指していくという、好循環な仕組みを構築してきたところである。

(2) 見直しの必要性

ガスシステム改革後にあっても、安全確保のためこのような自主保安が引き続き行われることが重要である。今後、特にガス小売事業者は消費機器の調査・周知に係る保安責任を担うこととなるが、自由な料金設定のもと新規参入が予想される分野であることを踏まえると、競争状況如何にかかわらず、消費機器に関する自主保安の取組に関して、その継続的な実施を確保することが保安上必要である。

(3) 論点

①自主保安項目の一部制度化

これまでガス事業者が取り組んできた自主保安の中には、業界全体の方針として全国的に

行ってきたものや、事業者の多くが取り組んでいるものも存在し、その中には保安の確保上、確実に実行することが求められる項目も存在する。

(イ) 各事業者が統一的に実施すべき項目

今後、ガス小売事業者が消費機器に係る保安業務を行うに当たっては、事業者の特性や競争環境にかかわらず、一律に実施を求めていくことが必要なものに関しては、施行規則等によって一部制度化することで、保安の確保に万全を期することとする。

また、自主保安の制度化項目の選定に当たっては、「業界自主」のものに加えて、「事業者自主」の中でも、保安の効果が特に高いものも含めて検討することが望ましい。そこで、期待される保安上の効果の大きさ、作業レベルの統一化の妥当性を勘案し、現在行われている自主保安のうち、以下の項目に関して制度化を検討することとする。

○開栓を伴う場合の供給開始時調査

現行制度においては、ガス事業者が需要家に供給を開始する際には、危険発生防止周知を行うことが義務付けられている（施行規則第106条第1項）が、消費機器の調査については特段規定されていない。他方、ガス事業者は、消費機器の保安の確保に万全を期す観点から、新築時や転勤等に伴う転居・引越しにより、需要家と新たに契約を締結し、ガスの供給を開始する際には、周知と同時に消費機器に関する調査を実施している実態がある。

消費機器の設置は需要家の判断によるものであり、転居・引越し時に消費機器が技術基準不適合なものが設置され、取り替えられることも想定される。また、例えば、空き家に需要家が入居する場合などには、古い消費機器が設置されたままとなっている可能性もある。万が一消費機器において事故が生じた場合には、火災や不完全燃焼による一酸化炭素中毒などにつながる可能性があることなどから、供給開始時にあらためて調査を行うことは、保安を確保するために必要なものであると考えられる。

加えて、ガス漏れ等の緊急時には、託送供給を行っているガス導管事業者が出動班を現場に急行させ、緊急時対応を行うこととなるが、有効に対処するためには、ガス小売事業者が消費機器調査を供給開始時に実施し、正確な調査結果を事前にガス導管事業者に通知することが必要となる。

こうしたことから、ガス小売事業者による消費機器調査に関して、定期的な調査の一環として供給開始時の調査を行い、その結果をガス導管事業者に通知するよう、制度的な担保が必要である。なお、一般ガス導管事業者が最終保障供給を行う場合には、消費機器調査を行うこととなることから、同様に供給開始時の調査に関して、制度的な担保^(※1)が必要である。

(※1) なお、現行法では、ガスの供給開始には開栓を伴うものとして想定されている。単に供給者に変更されるいわゆる「スイッチ」の場合には、物理的な開閉栓作業は不要であると整理されることから、当該「スイッチ」時の供給開始時の調査の必要性については、3.において別途整理することとする。

○供給ガスに対する適応性の確認【対象：全需要家】

ガス種に不適合な消費機器を使用した場合には、不完全燃焼のリスクが高く、一酸化炭素中毒につながるおそれがある。そのため、需要家がガスを安全に使用するためには、供給されるガス種に適合した消費機器であることが必要である。そうした観点から、現在ガス事業者は供給開始時と定期的に、危険発生防止周知の一環として、需要家に対して「消費機器の供給するガスに対する適応性に関する事項」を周知することとしている（施行規則第 106 条第 1 項第 1 号イ）。

他方、現行法令においては、消費機器の調査事項として、ガスの適応性は規定していない。しかしながら、ガス事業者は自主保安の一環として、ガスの適応性の確認を行ってきたところである。また、国としても、供給開始時のガスの適応性の調査をガス事業者に対して求めているところである。

今後も消費機器は需要家自身が購入、設置するものであり、ガス小売事業者が適応性を確認することは、保安水準の維持・向上の観点からは、引き続き確実な実施が求められるものである。また、仮に供給されるガスに適応しない消費機器を用いた場合には、不完全燃焼による一酸化炭素中毒や火災事故の要因ともなりかねず、ガス小売事業者による確認を行うことは不可欠である。なお、定期的な消費機器調査時においては、需要家による消費機器の取替えの可能性が供給開始時ほど高くなく、現在国として定期的な確認を行うよう求めているわけではない。

そこで、ガス小売事業者や、最終保障供給を行う一般ガス導管事業者に関して、「消費機器の供給するガスに対する適応性に関する事項」についても、開栓を伴う供給開始時において、確実に確認が行われるよう制度的な担保^(※2)が必要である。具体的な作業としては、機器の点火試験や燃焼器の銘板上の表示等により確認することが考えられる。

（※2）単に供給者が変更されるいわゆる「スイッチ」の場合には、物理的な開閉栓作業は不要であると整理されることから、当該「スイッチ」時の供給開始時の適応性確認の必要性については、3.において別途整理することとする。

○不完全燃焼防止装置のない金網ストーブに関する周知【対象：4,000 台】

不完全燃焼防止装置のない金網ストーブは、燃焼部の金網の変形や埃による詰まりなどで不完全燃焼が生じやすいものであり、安全装置がないため、不完全燃焼が生じても運転が停止せず、一酸化炭素中毒を起こすおそれが高い。そのため、「ガス安全高度化計画」（平成 24 年 4 月策定）において、開放型小型湯沸器、浴室内設置 C F 式ふろがまとともに、「非安全型機器」として位置付けられている。これを受け、消費段階における保安対策として、ガス事業者による周知・啓発活動などにより、非安全型機器の撲滅に向けた取替え促進を行っている。

現行制度においては、非安全型機器のうち開放型小型湯沸器と浴室内設置 C F 式ふろがまに関しては、ガス事業者が行う危険発生防止周知の項目となっている（施行規則第 106 条第 1 項第 2 号ロ）。他方、金網ストーブに関しては、周知事項とはなっておらず、ガス事業者による自主保安として周知を行い、取替え促進に努めてきたという実態がある。

今般のガスの小売全面自由化に伴い、金網ストーブに関して、ガス小売事業者に対して確実な周知の実施を求めていくために、制度的な担保が必要である。

＜参考Ⅱ－18＞現在自主保安で行われている金網ストーブの個別周知



(出典) 一般社団法人日本ガス協会

○浴室内設置の不完全燃焼防止装置のない自然排気式ふろがまに係る排気筒先端の安全性確認の周知【対象：18,000 台】

現行法第 40 条の 2 による危険発生防止周知では、ガス事業者は個別周知の一つとして、「浴室内に設置された不完全燃焼防止装置のない C F 式ふろがま」を使用する需要家に対して、①消費機器を使用する場所の環境・換気に関する事項、②ガスの使用に伴う危険の発生防止に関し必要な事項に関して、「毎年度 1 回以上」の頻度で行う個別周知として、書面を配布することとしている（施行規則第 106 条第 1 項第 2 号ロ）。

他方、当該ふろがまは自然排気式のため、給気口や排気筒などの給排気設備に不備があると不完全燃焼が生じやすくなり、安全装置がないことから、不完全燃焼時にも運転がとまらず、一酸化炭素中毒のおそれが高い。加えて、現在一般ガス事業者は、①直近 20 年間に於いて死亡事故が 8 件発生していること、②死亡事故 8 件のうち原因が明らかな 6 件は全て給気口や排気筒の先端閉塞によるものであることから、自主保安の一環として、業界全体として「排気筒の先端も含めた給排気設備の安全確認」について、周知を行い、取替え促進に努めているところである。

こうした取組の保安上の重要性は、改正法施行後においても変わりなく、ガス小売事業者による確実な周知の実施が求めていくために、制度的な担保が必要である。

○消費機器の接続具についての周知【対象：全需要家】

消費機器の燃焼器は、金属管やゴム管、ガスホースによりガス栓と接続しているものであるが、不十分な接続や接続具の損傷は、ガス漏れや火災事故の原因となり、人身事故や物損事故のリスクが高い。また、消費機器の接続には、燃焼器やガス栓の種類に即した適正な接続具の使用が求められる。

そのため、現在ガス事業者は、自主保安の一環として、需要家に対して安全な使用を行う

よう、消費機器の接続具に関して周知を行っている。今般の法改正後においても、当該事項に関し、引き続きガス小売事業者による需要家への周知が継続されるよう、消費機器の接続に関する注意事項の周知に関して制度的な担保が必要である。

（ロ）各事業者が確認項目を設定して確実に実施すべき項目

現在ガス事業者が実施している自主保安項目のうち、国による技術基準において特段の定めがなく、各ガス事業者の特性、状況を踏まえ確認項目を設定し、実施しているものも存在する。そこで、以下の事項について、その確実な実施を担保する方法として、保安業務規程に記載することを検討することとする。

○消費機器の接続具の適合性確認【対象：全需要家】

消費機器の接続具の不適合により、ガス漏えいが発生した場合、着火等による人身事故・物損事故のリスクが高い。そこで、ガス事業者は、自主保安の一環として、消費機器調査時に消費機器と接続具の適合性確認を行なうことにより、誤接続を発見し、改善を促している実態がある。今後とも、ガス小売事業者が継続して接続具の適合性確認を行ない、誤接続に起因する事故の防止につなげるために、保安業務規程に当該事項の実施を記載することが望ましい。

○不完全燃焼防止装置のない開放型小型湯沸器の一酸化炭素濃度測定【対象：31,000台】

不完全燃焼防止装置のない開放型小型湯沸器は、経年劣化により不完全燃焼した場合、安全装置がないため運転が止まらず、室内に高濃度の一酸化炭素が排出されることになり、一酸化炭素中毒事故の発生リスクは高い。そこで、ガス事業者は、自主保安の一環として、消費機器調査時に排気の一酸化炭素濃度の測定を行っている実態がある。そして、需要家に測定結果を示し、危険性の訴求を行い、換気の励行、安全型機器への取替え促進を行なっている。

今後も消費機器調査時にCO測定を行ない、一酸化炭素中毒事故の防止、安全型機器への買換え促進につなげるために、保安業務規程に当該事項の実施を記載することが望ましい。

○業務用換気警報器の設置促進【対象：業務用厨房顧客】

業務用厨房機器は、燃焼量が大きく、同一室内で複数台の機器が使用されることが多い。また、バーナーの目詰まりによる不完全燃焼が発生しやすいことなどから、一酸化炭素中毒事故の発生リスクは高い。そこで、ガス事業者は自主保安の一環として、業務用厨房を対象に、換気警報器の「有償での推奨」等を行うことで、業務用換気警報器の設置を促進してきた。こうした取組の結果、換気警報器の普及とともに業務用厨房での一酸化炭素中毒事故の件数は減少している。

今後も業務用換気警報器の設置を促進するため、保安業務規程において、業務用換気警報器の設置促進に関し記載することが望ましい。

②自主保安事例集の作成

ガス小売事業者の中には、これまでガス事業に携わってこなかった新規参入者も多く想定される。そのため、現行ガス事業者が積み重ねてきた自主保安の取組に関して、事例集としてガス小売事業者に広く共有することは、小売全面自由化後のガス保安水準の維持・向上に極めて有益であると考えられる。また、ガス事業者においても、さらなる自主保安の取組を促す観点から、各ガス事業者がその置かれた環境や規模、需要家のニーズ等を踏まえながら、創意工夫を凝らして最適な方法で実施している事例を共有することは重要である。そこで、改正法施行までの間に、国としてガス事業者による自主保安の取組事例を収集し、広く共有することが望ましい事例に関しては、「自主保安事例集」として作成し、事業者に公表することとする。

また、事例集の作成・公表は、需要家にガス小売事業者による自主保安に関して、適切な理解を促すことにも資すると考えられることから、「自主保安事例集」は需要家も含めて広く公表・周知することとする。

③自主保安の「見える化」

競争的な市場環境におかれているガス小売事業者に対し、消費機器に関する自主保安の実施を求めていくためには、自主保安に精力的に取り組むガス小売事業者を需要家が評価した上で供給先を選択する仕組みを構築することが重要である。

すなわち、需要家によるガス小売事業者選択の軸として、料金プランの提示などの需要家サービスの一環としてガス小売事業者による自主保安が認識される必要があり、そのためには、ガス小売事業者による自主保安の取組に関して「見える化」し、正確な情報が提供されていくことが求められる。このため、ガス小売事業者による自主保安の質が明らかになるよう、また、需要家としての消費機器に関する保安に必須な事項が明らかになるよう、国として対象項目を設定するとともに、当該項目についての内容を分かりやすいかたちで取りまとめ、国として公表していくこととする。

また、こうした対象項目をもとに審査を行う保安表彰制度を設け、評価が高いガス小売事業者については、経済産業大臣や商務流通保安審議官により表彰することで、事業者が自主保安に取り組むインセンティブとし、また需要家がガス小売事業者を選択する情報の一つとする。

なお、こうした自主保安の「見える化」を行うのは、平成 29 年度に予定される改正法施行から一定期間を経過した後になると考えられるが、施行前に対象項目を明確化することが重要である。対象項目の作成に当たっては、現行ガス事業者が行っている自主保安の取組を把握し、中立的な保安の学識者・有識者による検討のうえ取りまとめることとする。

さらに、今後ガス小売事業者を選択する需要家自身においても、消費機器の所有者・占有者の立場から、自主保安の取組状況を加味して事業者を選択し、適切に消費機器を使用していくことが重要であり、安全意識を涵養していくことが重要である。国としては、周知・広報を行うことで、需要家の保安意識の醸成に資するよう取り組んでいくとともに、需要家に対する保安意識の調査等を経時的に行うことを通じて、当該取組を効果的に進めていくこと

が望ましい。

なお、各ガス小売事業者が実施した自主保安の取組に関する公表や評価の在り方については、今後詳細を検討していくことが必要である。

3. 閉栓を伴わない供給開始時における前回の消費機器調査結果の活用について

(1) 検討の背景

今般の法改正により、消費機器の調査に関しては、新規参入者を含むガス小売事業者が実施することとなった。消費機器は需要家が設置するものであり、これまで一般ガス事業者は、自主保安の一環として、供給開始時においても調査を実施し、その安全性を確認した上で、ガスの供給を開始してきた。こうした実態を踏まえ、今後ともガス小売事業者がこうした取組を確実に実施していくよう、2.において、消費機器の調査に関して「供給開始時の調査を義務化することが適当」との結論を得たところである。

他方、現在一般ガス事業者や簡易ガス事業者は、その供給区域・供給地点内に関しては地域独占であることから、供給者変更は想定されない。そのため、現行制度において想定される供給開始時は、引越しによる入居・転居等によるものであり、物理的な閉開栓を伴うものである。

他方、総合資源エネルギー調査会 ガスシステム改革小委員会（以下「ガスシステム改革小委員会」という。）において、ガスの小売全面自由化後、単に供給者が変更されるいわゆる「スイッチ」の場合には、物理的な閉開栓作業は不要であると整理された^(※1)。

(※1) 第24回ガスシステム改革小委員会において整理。

さらに、同小委員会において、一般社団法人 日本ガス協会から、需要家利便性の向上やガス小売事業者の負荷軽減の観点から、一般ガス導管事業者がガス小売事業者から提供された消費機器情報に関して保存し、「スイッチ」時には切替え後のガス小売事業者に対し当該情報を検索可能とすることが提案されたところである。

こうした供給者変更時の検討状況を踏まえ、閉開栓を伴わない場合における消費機器の供給開始時の調査の必要性に関して、検討を行うこととする。

(2) 論点

ガスの小売全面自由化後には、需要家が自由に供給元のガス小売事業者を選択することとなる。需要家が小売供給契約を新たに締結し、ガス小売事業者を切り替える際には、単に供給者が変更されるいわゆる「スイッチ」の場合も想定されるが、その場合には先述のとおり、物理的な閉開栓作業は不要と整理された。

そのため、「スイッチ」が行われる場合には、小売供給の契約先は変更されるものの、ガス自体は導管を流れ続けており、連続的にガスを使用することが可能であることから、物流としては、供給者の切替えを行わない場合と何ら違いはないといえる。

さらに、緊急時対応の観点からも、ガス導管事業者が消費機器も含めて緊急時対応を一元

的に実施することとしており、改正法第 159 条第 4 項の規定により、ガス小売事業者は需要家の承諾のもと、消費機器調査の結果をガス導管事業者に通知する義務があることから、ガス導管事業者は、供給者変更にかかわらず、前回の消費機器調査の結果を有していることとなる。そのため、こうした「スイッチ」が行われる際に、あらためてガス導管事業者に対し消費機器調査結果を情報共有する保安上の要請は高くない。

他方で、Ⅱ－１の１．で整理したとおり、緊急時対応において、ガス小売事業者にも一定の責務を果たすことを求める観点から、切替え後のガス小売事業者が当該情報を有していることは保安上望ましい。この点、先述のとおり、ガスシステム改革小委員会において、需要家の承諾のもと、一般ガス導管事業者から「スイッチ」による切替え後のガス小売事業者に対して、前回の消費機器調査結果など保安情報を検索可能とするといった「スイッチングを円滑に進めるための仕組みの検討状況」について説明があったところである。

そこで、単に供給者が変更される「スイッチ」時においては、ガス小売事業者による再度の消費機器調査を行うことは求めず、前回調査時を起算点として 40 月後^(※2)までに次回調査を行うこととする。

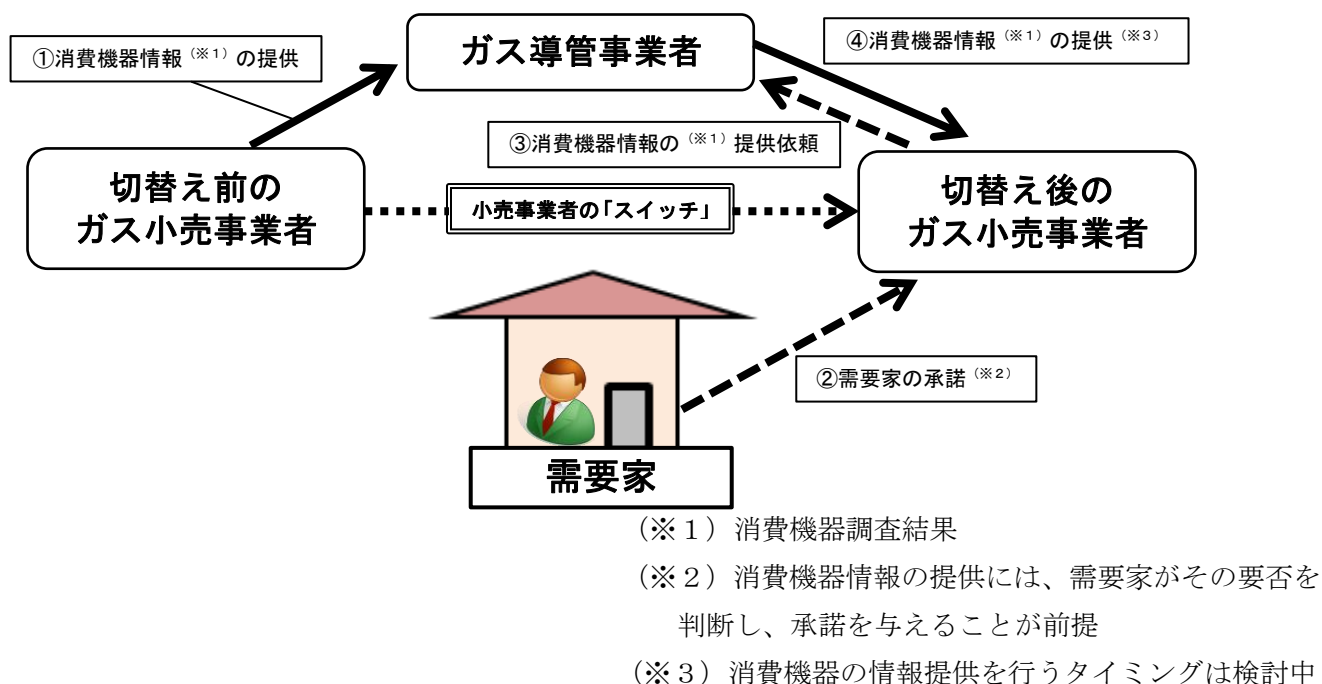
(※2) なお、産業構造審議会 ガス安全小委員会・液化石油ガス小委員会において、法規間の規制の整合化の観点から別途審議を行っており、消費機器の調査頻度に関しては、現行の「40 月に 1 回以上」から「4 年に 1 回以上」の頻度に整合化する方針が示されている。

ただし、消費機器の情報は需要家の個人情報に関係するため、その情報提供には需要家が必要を判断し、承諾を与えることが前提となる。仮に消費機器情報の提供に関して需要家の承諾が得られず、前回の消費機器調査結果をガス小売事業者が入手できなかった場合には、２．（３）①（イ）で議論した適応性確認を含め、「スイッチ」時に消費機器調査を行うこととする。

なお、危険発生防止周知に関しては、①周知事項として緊急時の連絡先を含んでおり、供給者変更の際にあらためて周知を行うことが適当であること、②需要家によるガスの安全使用を促す観点、安全機器への取替え促進の観点から、可能な限り頻度多く周知を行うことが保安上有効であることから、「スイッチ」時であっても、開栓時と同様に供給開始時の周知を行うことが適当である。

また、当該供給開始時の周知を行う際には、消費機器の調査を行う責任が「スイッチ」時をもって切替え後のガス小売事業者に移管したことを、需要家に対して説明することが必要である。

＜参考Ⅱ－19＞消費機器の調査結果に係る共有方法（基本イメージ）【検討中】



4. 危険発生防止周知の手法について

(1) 現行制度の概要

現行制度においては、ガス事業者は現行法第40条の2第1項の規定により、需要家に対し、ガスの使用に伴う危険の発生の防止に関し、必要な事項を周知しなければならないとしている。

そして、具体的な周知事項としては、施行規則第106条において規定しており、例えば①消費機器の供給するガスに対する適応性に関する事項、②消費機器の管理・点検に関し注意すべき基本的な事項、③消費機器を使用する場所の環境・換気に関する事項、④ガス漏れ等の緊急時におけるガス事業者に対する連絡に関する事項、⑤消防機関に対する連絡に関する事項などが挙げられる。

危険発生防止周知の方法に関しては、同条にて「書面の配布」により行うこととしており、ガス事業者は需要家に対して、消費機器に関する調査時に手交する手法や、郵送により書面を送付する手法により周知を実施している。

(2) 論点

今般の法改正により、改正法第159条第1項に規定する危険発生防止周知は、ガス小売事業者^(※1)が行うこととなった。ガス小売事業者^(※2)は、改正法第14条第1項の規定により、需要家と小売供給契約の締結をしようとするとき、当該小売供給契約に係る料金その他の供給条件について、需要家に説明しなければならないとしている。そして、同条第2項の規定により、ガス小売事業者は説明をするときは、書面を交付しなければならないとしてい

る。また、改正法第15条第1項の規定により、小売供給契約を締結したときには、遅滞なく、需要家に対して書面交付を義務付けている。

(※1) 一般ガス導管事業者が最終保障供給を行う場合には、当該一般ガス導管事業者が危険発生防止周知を行う。この議論では、危険発生防止周知をガス小売事業者が行う場合を想定しているが、一般ガス導管事業者の行う危険発生防止周知についても同様の整理とする。

(※2) 需要家説明義務や書面交付義務については、ガス小売事業者以外に、「ガス小売事業者が行う小売供給契約の締結の媒介、取次ぎ又は代理を業として行う者」に関しても規制対象としている。危険発生防止周知は、このような者ではなく、ガス小売事業者に対して課している義務である。

他方、ガス小売事業者の当該書面交付については、第14条第3項、第15条の第2項の規定により、書面の交付に代えて、需要家の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項に関し、電子情報処理組織を使用する方法その他情報通信技術を利用する方法により提供することができるとしている。

ガスシステム改革小委員会では、情報通信技術を用いた方法として、具体的には以下のとおり整理している^(※3)。また、ガス小売事業者が上記の書面交付に代替する措置を講じた場合であっても、需要家からの求めがあった場合には、書面を交付することが需要家保護の観点からは望ましいことから、ガス小売事業者に対しては、これを求めることと整理している。

(※3) 第22回ガスシステム改革小委員会において整理。

<参考Ⅱ—20>説明義務における情報通信技術を用いた方法の具体的内容

- ①電子メールを送信する方法であって、需要家が当該電子メールの記録を出力することによる書面を作成することができるもの
- ②当該ガス小売事業者等のホームページにおいて、説明事項を需要家に閲覧させる方法（需要家が当該説明事項の記録を出力することによる書面を作成することができない場合には、一定期間継続して閲覧を可能とする方法。）
- ③フロッピーディスク、CD-ROM等の記録媒体を交付する方法

(1) 電子メールを送信する方法、CD-ROM等の記録媒体を交付する方法による周知

危険発生防止周知は、その趣旨として、ガスの消費先におけるガスの使用に伴う危険の発生を防止するため、ガスの使用者である需要家に対し、ガスの使用上の注意事項を周知させるものであることから、需要家の特性に応じた手法で周知を実施していくことが重要である。

昨今のインターネットの普及を踏まえれば、書面による配布以外の方法として、電子メールなど情報通信技術を用いた方法による周知を行うことを認めることにより、需要家によっては、その利便性に沿ったかたちで有効に周知を行うことができる場合も想定される。

そこで、ガス小売事業者が行う危険発生防止周知に関して、基本的には需要家に対する書面配布を原則としながらも、説明義務に関する書面交付の代替措置と同様に、需要家の承諾を前提に、①電子メールを送信する方法や、③CD-ROM等の記録媒体を交付する方法など、情報通信技術を利用する方法による周知の実施を可能とする。

（２）ホームページ上において書面相当の資料をダウンロードする方法による周知

先述のとおり、説明義務に関する整理では、②事業者のホームページ上において説明事項を需要家に閲覧させる方法（当該事項の記録を出力することによる書面作成ができない場合には、一定期間継続して閲覧可能とする方法）を可能としている。

しかしながら、危険発生防止周知に関しては、需要家によるガスの使用上の注意事項について、適時、需要家が確認できるようにしておく必要がある。また、Ⅱ－１．１．で議論したとおり、ガス小売事業者はガス導管事業者の緊急保安受付窓口を周知^(※４)することから、ホームページ上の閲覧だけではなく、需要家が周知事項を手元に置き、容易に確認できるようにすることが保安上重要である。

（※４）旧簡易ガス事業に相当する事業を営むガス小売事業者の場合等には、ガス小売事業者自身が緊急時対応を行うことから、自らの緊急保安受付窓口を周知することとなる。

そこで、ガス小売事業者が危険発生防止周知として、需要家の承諾を前提として、ホームページ上において周知事項を閲覧させる方法をとる場合には、書面相当の資料をダウンロードすることまで求めることが必要である。

（３）情報通信技術を利用する方法による周知とともに、書面配布を求められた場合の措置

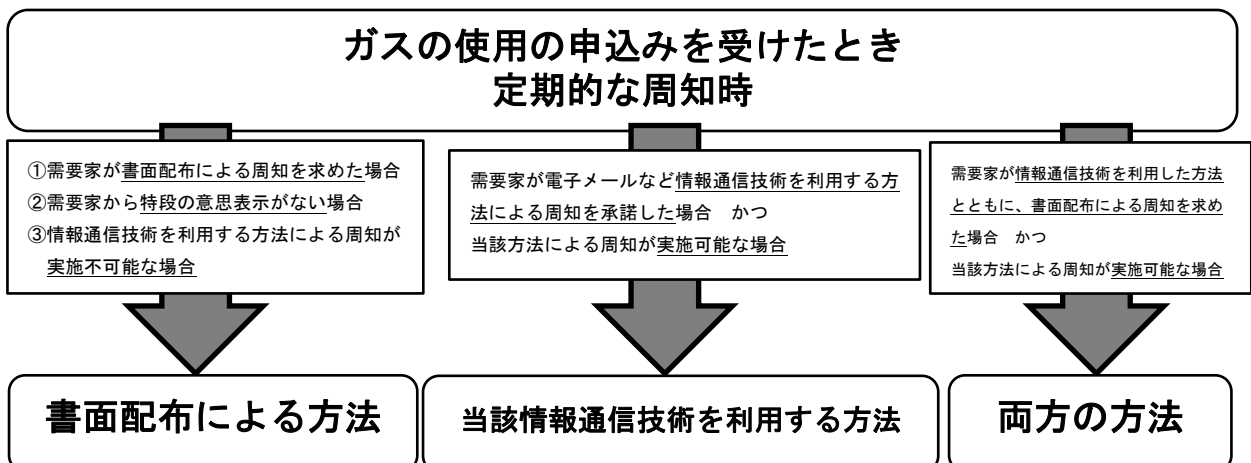
ガス小売事業者が（１）、（２）のような情報通信技術を利用した方法による周知を実施した後に、あらためて書面配布による周知を需要家から求められる場合も想定される。

そこで、ガス小売事業者は、以上のような書面配布に代替する措置をとった場合であっても、需要家から求めがあったときには、周知事項を記載した書面を配布しなければならないこととする。

＜参考Ⅱ－21＞危険発生防止周知における情報通信技術を用いた方法の具体的内容

- ①電子メールを送信する方法であって、需要家が当該電子メールの記録を出力することによる書面を作成することができるもの
- ②当該ガス小売事業者のホームページにおいて、周知事項を需要家に閲覧させるとともに、周知事項をダウンロードさせる方法
- ③ＣＤ－ＲＯＭ等の記録媒体を交付する方法

＜参考Ⅱ－22＞改正後における危険発生防止周知の実施方法（基本イメージ）



5. 旧簡易ガス事業の用に供するガス工作物に係る保安規制について

(1) 現行制度の概要

現行法では、一般ガス事業者とともに、70 戸以上に対する L P ガスの小規模導管供給など、「簡易なガス発生設備（以下「特定ガス発生設備」という。）によりガスを発生させ、導管によりガスを供給する事業（一の団地における供給地点が 70 以上）」を営む簡易ガス事業者について、参入許可や料金認可を求めるといった事業規制を課すとともに、現行法第 37 条の 7 の規定により、技術基準適合維持義務やガス主任技術者の選任義務など保安規制を課している。

(2) 見直しの必要性

今般の法改正により、簡易ガス事業者制度を廃止することとなったが、改正法第 2 条第 1 項の小売供給の定義の中に、「特定ガス発生設備においてガスを発生させ、導管によりこれらを供給する事業」のうち 70 戸以上の団地供給を行うものを含めており、引き続き当該事業をガス事業法で規制することとしている。

改正法施行後においては、「ガス小売事業」の一類型として、簡易ガス事業に相当する事業を営むこととなり、当該事業の用に供する特定ガス発生設備や導管網は、「ガス小売事業の用に供するガス工作物」として保安規制が課せられることとなる。

すなわち、今般の法改正により、供給地点に係る簡易ガス事業者間での独占が撤廃され、「ガス小売事業」として、自由な料金設定のもと新規参入が予想される分野となる。そのため、競争状況如何にかかわらず保安水準を維持・向上していくために、現在の簡易ガス事業の実態を考慮した上で、その在り方を整理することが求められる。

(3) 論点

現在の簡易ガス事業の実態を踏まえ、以下の①及び②の項目に関して、ガス小売事業者の保安業務や、その維持・運用するガス工作物に係る技術基準として、追加的に求めることとする。

①特定ガス発生設備に対する定期自主検査の実施

(イ) 現行法における規定の概要

現行法では、一般ガス事業者は第 36 条の 2 の 4 の規定により、一般ガス事業の用に供するガス工作物に関し、定期に自主検査を行い、その検査記録を作成し、保存することとしている。定期自主検査の方法や対象ガス工作物は、施行規則第 56 条で定めており、具体的な検査対象としては、ガス発生設備や導管等のうち、最高使用圧力が高圧の設備が規定されている。また、検査手法^(※1)としては、同条の規定により、①開放、分解その他の各部の損傷、変形及び異常の発生状況を確認するために十分な方法（いわゆる開放検査）、②試運転その他の機能及び作動の状況を確認するために十分な方法により行うこととしている。

（※1）具体的には、外部や内部を目視し、腐食、損傷、変形その他について異常がないことを確認

することや、経年変化のおそれのある耐圧部に超音波厚さ計等を用いて強度上必要な板厚の維持を確認することなど。

なお、具体的な検査手法に関しては、経済産業省ガス安全室がガイドライン（「ガス工作物定期自主検査要領」）を作成しており、各ガス事業者は当該ガイドラインをもとに、定期自主検査を実施している。

一般ガス事業者に対してこのような定期自主検査を行う義務が課せられている一方で、簡易ガス事業者については、現行法において第 36 条の 2 の 4 を準用しておらず、定期自主検査を行う義務は課せられていない。また、一般ガス事業者に関しても、施行規則第 56 条の検査対象からは、比較的簡便な構造を有するものとして、移動式ガス発生設備とともに、特定ガス発生設備を定期自主検査対象から除外している。

（ロ）見直し案

現行法において、簡易ガス事業者に定期自主検査を課していない趣旨は、昭和 45 年の制度導入時には、簡易ガス事業は L P ガスボンベを用い、自然気化を行うような供給形態を想定しており、特定ガス発生設備はボンベ小屋のような、簡便な構造のものを想定していたためである。しかしながら、現状では、簡易ガス団地の中には 3,000 戸程度の大規模な団地供給を行う事例も見られ、「高圧ガス（1 MP a 以上）の製造」を行うような、強制気化方式による比較的大規模な特定ガス発生設備も見られるようになってきている。

このような比較的大規模な特定ガス発生設備については、保安を確保する観点から、現行法における一般ガス事業の用に供するガス工作物と同様に、開放検査等の定期自主検査を行うことが望ましい。なお、L P ガスを供給する事業を規定する液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和 42 年法律第 149 号。以下「液化石油ガス法」という。）における液化石油ガス販売事業者が「高圧ガスの製造」を行う場合には、高圧ガス保安法（昭和 26 年法律第 204 号）における「第一種製造者」として、定期的に保安検査（開放検査）を受けることを義務付けている（※2）。

（※2）なお、ガス事業法と液化石油ガス法、高圧ガス保安法においては、保安業務や技術基準などの保安規制に様々な相違点が存在している。当該相違点の整合化については、液化石油ガス小委員会やガス安全小委員会にて検討を行っているところである。

現在、簡易ガス事業者の中には、法令により義務化はされていないものの、特定ガス発生設備等に対して、自主保安の一環として自主検査等を行っている実態がある。改正法施行後は、ガス小売事業の一類型と整理され、参入自由な登録制度となることから、今後とも事業者が確実に検査を行うよう、最高使用圧力が高圧の特定ガス発生設備に関しては、定期自主検査の対象に加えることとする。

なお、現行の簡易ガス事業者が行っている検査は、自主保安の一環として行っているものであるため、その検査頻度や検査手法は、個別の事業者の実態に即したかたちで行っている。この点、定期自主検査はガス事業者が自ら実施するものであり、その手法は各ガス事業者が保安規程やそれに引用している社内規程で定めるなど、国のガイドラインを参考としながらも、実態に即したかたちで実施している（※3）。

(※3) 例えば、開放検査の頻度に関して、「ガス工作物定期自主検査要領」では「標準的な開放周期」として、6年、4年、3年といった頻度を示しているが、実際の具体的な頻度としては、設備の構造、使用環境、過去の検査結果を勘案して、各ガス事業者が個別に保安規程等において決定する事項としている。なお、定期自主検査そのものは、告示で定めるところにより、ガス工作物の種類ごとに13月から37月以内の頻度で実施する必要がある。

そのため、今般の法改正に伴い、特定ガス発生設備に関し定期自主検査の実施を義務付けた場合であっても、簡易ガス事業を営むガス小売事業者は、現行一般ガス事業者と同様に、各事業者が個別の事情を勘案して具体的な手法を定め、定期自主検査を実施していくことになる。

<参考Ⅱ-23> 特定ガス発生設備の実例

○簡便な特定ガス発生設備（ボンベ小屋）



○比較的大規模な特定ガス発生設備



(出典) 一般社団法人日本コミュニティーガス協会

②ガス小売事業の用に供する導管における危険標識の設置

(イ) 現行法における規定の概要

現行法では、一般ガス事業や簡易ガス事業においては、供給区域や供給地点において独占

的にガス供給を行う事業であることを踏まえ、その事業の用に供する導管の敷設に際して、特段の危険標識の設置は義務付けられていない。

他方、液化石油ガス法においては、液化石油ガス販売事業者に対して、同法施行規則第18条第14号の規定により、供給管（導管）の技術基準として、「地盤面上に供給管を設置する場合において、その周辺に危害を及ぼすおそれがあるとき」には、その見やすい箇所に「LPガスの供給管である旨」、や「供給管に異常を認めたときの連絡先」など必要な事項を、明瞭に記載した「危険標識」を設けることとしている。

（ロ）見直し案

液化石油ガス法において危険標識の規定を設けている趣旨としては、液化石油ガス法における液化石油ガス販売事業者は、69戸以下の液化石油ガスの小規模導管供給も想定されるところ、登録制の参入自由な事業であり、事業者が自由に供給管を敷設できることから、こうした供給管の特性や、緊急時の連絡先を明確に示すことで、保安上問題が起きた際に適切に対処することを担保していくためと考えられる。

そのため、許可事業者として、供給区域や供給地点において独占的に供給を行っている一般ガス事業者や簡易ガス事業者に対して、危険標識の設置を義務付けていない現行制度は、当該地域における導管の特性や事業者連絡先が明瞭である以上、あらためて当該標識を設ける必要性は高くなく、合理的な差異であるといえる。

この点、一般ガス事業者が現在設置している導管網については、改正法施行後において一般ガス導管事業者が許可事業者として設置することから、その導管の特性や連絡先などは、引き続き明瞭であるといえる。

他方、「簡易ガス事業の用に供する導管」については、改正法施行後において「ガス小売事業の用に供する導管」となり、登録事業者の設置するものとして、液化石油ガス販売事業者と同様に、基本的には自由に導管を敷設することとなる。また、一地域に複数の事業者が「ガス小売事業の用に供する導管」を敷設するケースも今後は想定される。

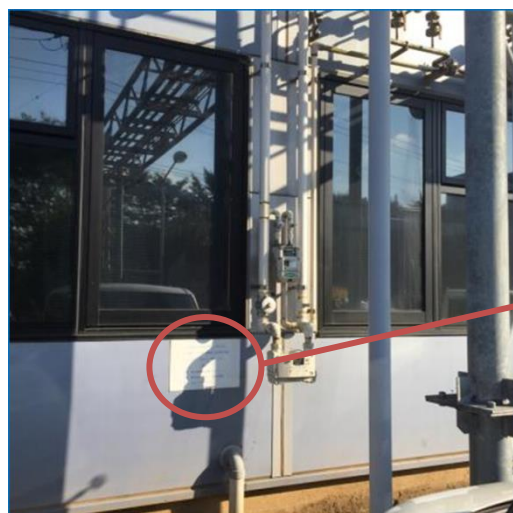
そのため、「ガス小売事業の用に供する導管」については、液化石油ガス法における供給管と同じく、地盤面上に設置した導管に関して、保安上必要な事項を記載した危険標識を設けることとする^{（※4）}。

（※4）特定ガス導管事業は届出を行えば営むことが可能な事業であるが、一般的に中高圧の導管を用いた地点間の供給を念頭に置いた事業類型であることから、一地域に複数の事業者が設置することは基本的に想定されない。そこで、「特定ガス導管事業の用に供する導管」に関しては、危険標識の設置義務の対象外と整理する。

しかしながら、現行の簡易ガス事業者が改正法施行の際に、現に敷設している導管網については、①これまで許可事業者として供給地点に対し独占的に供給を行ってきており、当該導管網がLPガスの導管であることや、簡易ガス事業者の導管であることは既に明瞭であること、②仮に別のガス小売事業者が当該地域に導管を敷設した場合には、そのガス小売事業者の敷設した導管に危険標識を設ければ、既存の導管網との区別は可能であること、を踏まえれば、既存の導管網に遡及して当該標識の設置を義務付ける必要性は高くないといえる。

そのため、今般の法改正に伴い、「ガス小売事業の用に供する導管」に関し危険標識の設置を義務付けた場合であっても、既存事業者が現に設置し、維持・運用を行っている導管網については当該措置を要しないこととする。

<参考Ⅱ—24> 液化石油ガス法における供給管の危険標識設置



ここにはLPガス管が設置してあります。

ガス漏れ、ガス管の損傷などの異常を発見したときは、下記までご連絡ください。

連絡先

住所

名称

電話

<参考Ⅱ—25> 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則（平成9年通商産業省令第11号）の該当条文

（供給設備の技術上の基準）

第十八条 法第十六条の二第一項の経済産業省令で定める供給設備（バルク供給に係るものを除く。以下この条において同じ。）の技術上の基準は、次の各号に掲げるものとする。

一～十三 （略）

十四 供給管を地盤面上に設置する場合においてその周辺に危害を及ぼすおそれのあるときは、その見やすい箇所に液化石油ガスの供給管である旨、供給管に異常を認めたときの連絡先その他必要な事項を明瞭に記載した危険標識を設けること。

十五～二十三 （略）

Ⅱ—3. その他関係

1. 小売全面自由化後の事故報告の在り方について

(1) 現行制度の概要

現行法では、ガス事業者に対して第 46 条第 1 項の規定により、経済産業大臣その事業に関する報告を徴収することができるとしている。そして、ガス事業法施行令第 11 条において具体的な報告徴収の事項を定めており、①ガスの供給業務の運営に関する事項、②ガス工作物の工事、維持及び運用の保安に関する事項、③会計の整理に関する事項、④消費機器の調査に関する業務の運営に関する事項としている。

ガス事業者はガス工作物や消費機器の調査・周知、緊急時対応に関し保安上の責任を負っている主体であることから、施行規則第 111 条、第 112 条の規定により、②及び④の事項として、ガス工作物や消費機器に係る事故について報告義務を課している。

具体的には、施行規則第 111 条の規定により、ガス事業者は定められた様式に従い、毎年のガス事故を、事故発生年の翌年 2 月末日までに経済産業大臣や産業保安監督部長に報告することとしている。

また、施行規則第 112 条等の規定により、ガス事業者は事故の内容に応じて、定められた様式に従い、速報又は詳報を作成し、速報は 24 時間以内に、詳報は 30 日以内に経済産業大臣や産業保安監督部長に報告することとしている。

施行規則第 112 条によって報告対象となるガス事故の内容は、以下のとおりである。

<現行の施行規則第 112 条によるガス事故>

【経済産業大臣及び産業保安監督部長への報告】

- ①ガス工作物（ガス栓を除く。以下同じ。）の欠陥、損傷若しくは破壊又はガス工作物の操作により人が死亡した事故（速報・詳報）
- ②工事中のガス工作物の欠陥、損壊若しくは破壊又は工事中のガス工作物の操作により人が死亡した事故（速報・詳報）
- ③ガスの供給に支障を及ぼした事故（供給支障事故）であって、ガスの供給が停止し、又はガスの供給を緊急に制限した需要家数が 500 以上のもの（速報・詳報）
- ④ガスの製造に支障を及ぼした事故（製造支障事故）であって、ガス発生設備の運転を停止した時間が 24 時間以上のもの（速報・詳報）

【産業保安監督部長への報告】

- ⑤ガス工作物の欠陥、損傷若しくは破壊又はガス工作物を操作することにより人が負傷し、中毒し又は酸素欠乏症となった事故（速報・詳報）
- ⑥工事中のガス工作物の欠陥、損壊若しくは破壊又は工事中のガス工作物を操作することにより人が負傷し、中毒し又は酸素欠乏症となった事故（速報・詳報）
- ⑦供給支障事故であって、供給支障戸数が 30 以上 500 未満のもの（保安閉栓を除く。）（速報・詳報）

⑧製造支障事故であって、製造支障時間が 10 時間以上 24 時間未満のもの（速報・詳報）

⑨最高使用圧力が高圧又は中圧の主要なガス工作物の損壊事故（速報・詳報）

⑩最高使用圧力が低圧の主要なガス工作物の損壊事故（詳報）

⑪ガス工作物からのガスの漏えいによる爆発又は火災事故（速報・詳報）

【経済産業大臣及び産業保安監督部長への報告】

⑫台風、高潮、洪水、津波、地震その他の自然災害又は火災による広範囲の地域にわたるガス工作物の損壊事故、製造支障事故、又は供給支障事故であって、経済産業大臣が指定するもの（速報・詳報）

【産業保安監督部長への報告】

⑬ガス工作物の欠陥、損壊若しくは破壊又はガス工作物を操作することにより、一般公衆に対し、避難、家屋の破壊、交通の困難等を招来した事故（詳報）

⑭消費機器又はガス栓の使用に伴い人が死亡し、中毒し又は酸素欠乏症となった事故（速報・詳報）

⑮消費機器又はガス栓から漏えいしたガスに引火することにより、発生した負傷又は物損事故（速報・詳報）

（２）見直しの必要性

今般の法改正により、内管を含めた導管網などガス工作物に係る保安、緊急時対応はガス導管事業者が、消費機器の調査・周知はガス小売事業者が原則行うこととなる（※¹）。

（※¹）ガス小売事業者が自ら維持し、及び運用する導管網により、託送供給を受けずにガスを供給する場合には、当該導管網の保安や緊急時対応はガス小売事業者自身が行うこととなる。ここでの議論は、ガス小売事業者は、ガス導管事業者からの託送供給を受けてガスを供給する場合を想定している。

そのため、これまではガス事業者が、製造、供給及び消費の各段階に関して各事業者の責任範囲に応じて事故報告を行ってきたところ、今後は保安業務を行う主体が別れることから、事故報告の主体に関して検討する必要がある。

（３）論点

①供給・製造段階における事故報告について（（１）①～⑬の事故）

今般の法改正後において、ガス導管事業者など、ガス工作物を維持し、及び運用するガス事業者が、当該ガス工作物をその事業の用に供し、技術基準適合維持義務等の保安責任を担うこととなる。

そのため、（１）①～⑬に掲げるようなガス工作物に係る事故については、ガス導管事業者など、当該ガス工作物に関し保安責任を担うガス事業者が、経済産業大臣又は産業保安監督部長に対して事故報告を行うことが適当である。

②消費段階における事故報告について（（１）⑭、⑮の事故）

（１）⑭、⑮に掲げるような消費段階の事故のうち、消費機器に係る事故に関しては、ガス小売事業者が消費機器の調査・周知を行う事業者として、再発防止対策を含め、産業保安監督部長に対し事故報告を行うことが適当である。

他方、（１）⑭、⑮のうち、ガス栓^{（※２）}に係る事故については、ガス栓の使用に伴う死亡・中毒事故や、ガス栓からの漏えいガスの引火による負傷・物損事故であるが、ともに「ガス栓の操作」という需要家のガス使用によるものと、「ガス栓の欠陥、損壊又は破壊」といった物理的事象によるものを含んでいる。

（※２）なお、ガス事業法上の「ガス栓」は、消費機器と直接に接続する「末端ガス栓」を意味しており、ガスメーター入口に設置される「メーターガス栓」は、「ガスメーターコック」として、供給段階の事故として取り扱っている。

まず、「ガス栓の操作」に起因する事故は、ガス栓はガス工作物であるものの、誤開放など、ガス工作物そのものに起因するというよりも、需要家の操作ミスに起因するものである。

ガス小売事業者は、ガス工作物に関する技術基準適合維持義務等は負わないが、危険発生防止周知として、需要家に対して「ガスの使用に伴う危険の発生の防止に関し必要な事項」の周知を行う者であることを踏まえれば、ガス小売事業者が当該項目についても、事故報告を行うことが適当である。

他方、「ガス栓の欠陥、損壊又は破壊」に起因する事故に関しては、ガス栓はガス工作物であり、今般の法改正後は、基本的にガス導管事業者が技術基準適合維持義務等の保安責任を担い、ガス漏えい等を防止する責任があることから、ガス導管事業者が事故報告を行うべきである^{（※３）}。

（※３）ガス小売事業者が自ら維持し、及び運用する導管網により、託送供給を受けずにガスを供給する場合には、内管・ガス栓を含めた当該導管網の保安は、ガス小売事業者自身が行うこととなる。

この場合には、「ガス栓の欠陥、損壊又は破壊」に起因する事故に関しても、ガス小売事業者が事故報告を行うこととなる。

なお、一般ガス導管事業者が最終保障供給を行う場合には、消費機器の調査・周知は当該一般ガス導管事業者が行うこととなる。そのため、当該場合においては、（１）⑭、⑮に掲げるような消費機器・ガス栓に係る事故に関して、「ガス栓の欠陥、損壊又は破壊」に起因する事故を含め、一般ガス導管事業者が事故報告を行うこととなる。

＜参考Ⅱ－26＞改正後における消費段階の事故報告主体（基本イメージ）

【ガス小売事業者】

- ①消費機器の使用に伴い人が死亡し、中毒し又は酸素欠乏症となった事故
- ②消費機器から漏えいしたガスに引火することにより、発生した負傷又は物損事故
- ③ガス栓を操作することにより、人が死亡し、中毒し又は酸素欠乏症となった事故
- ④ガス栓を操作することによりガス栓から漏えいしたガスに引火することにより、発生した負傷又は物損事故

【ガス導管事業者】

- ⑤ガス栓の欠陥、損壊又は破壊により、人が死亡し、中毒し又は酸素欠乏症となった事故
- ⑥ガス栓の欠陥、損壊又は破壊によりガス栓から漏えいしたガスに引火することにより、発生した負傷又は物損事故

③緊急時対応における事故報告に係る連携・協力

今般の法改正後は、ガス漏れ等に対し現場出動を行い安全を確保する緊急時対応は、ガス工作物・消費機器のどちらに起因するにかかわらず、ガス導管事業者が一体的に対応することとなる。

他方、仮に法改正後の事故報告に関して、①、②のとおり整理することとした場合には、緊急時対応の有無にかかわらず、ガス工作物や消費機器のどちらに起因する事故であるのかによって、報告主体となる事業者が決まることとなる。

そのため、(1) ⑭消費機器の使用や、(1) ⑮消費機器からのガス漏えい等に起因する事故に関しては、緊急時対応を行った場合においても報告主体はガス小売事業者となる^(※4)が、実際に緊急時対応を実施するのはガス導管事業者である。

(※4) この他の項目に関しては、①で述べたとおり、基本的にガス導管事業者が事故報告を行うこととなる。なお、事故の原因がガス工作物・消費機器のどちらに起因するかが30日を経過しても不明の場合には、ガス導管事業者が一括して事故報告を行うこととなる。

そこで、ガス小売事業者が当該事項に関して円滑に事故報告を行うことができるよう、ガス導管事業者の役割を明確化することが必要となる。

(イ) ガス導管事業者が把握している情報の提供

現行施行規則第112条等の規定において、事故報告は、(i) 事故の発生日時及び場所、(ii) 事故の概要、(iii) 事故の被害、(iv) 事故の原因、(v) 応急措置、(vi) 復旧対策、(vii) 復旧予定日時、(viii) 事故に係る消費機器情報（製造者又は輸入者の名称・機種・型式・製造年月）、(ix) 供給ガスの圧力・種類、(x) 公的機関の出動の有無、(xi) 消費機器の調査・周知の内容、(xii) 再発防止対策（詳報のみ）に関する事項について行うこととしている。

そのうち、ガス導管事業者が実際に事故現場に急行し緊急時対応を行った場合は、少なくとも(i) 事故の発生日時及び場所、(ii) 事故の概要、(iv) 事故の原因（現場出動時に状況を把握できたもの）、(v) 応急措置、(x) 公的機関の出動の有無などの内容に関しては、一義的にその内容を把握することとなる。また、(iii) 事故の被害のうち、物的な損壊状況については、現場出動時に状況を把握する場合もある。

そのため、ガス導管事業者が緊急時対応を行った場合で、ガス小売事業者による事故報告対象となる可能性がある場合については、緊急時対応を通じて知り得た当該事項に関して、しっかりとガス小売事業者に対して、事故発生後速やかに情報提供を行うことが必要である。また、ガス小売事業者が詳報を作成する過程などにおいて、ガス導管事業者に対して、現場出動時にガス導管事業者がとった措置の詳細等について、追加的な情報提供を依頼する際に

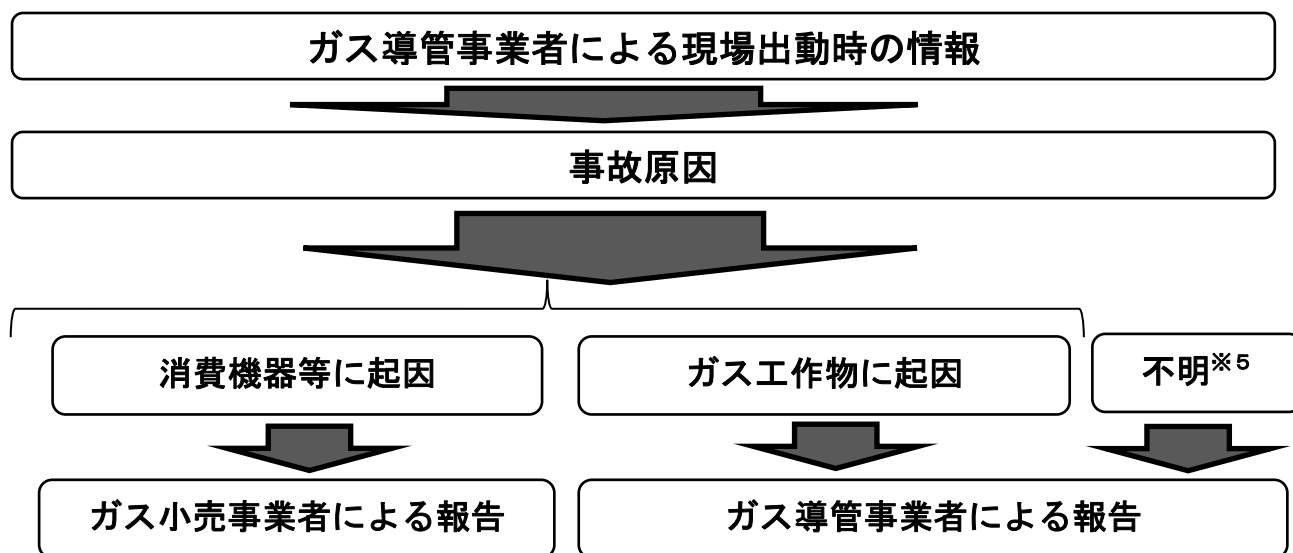
は、ガス導管事業者がそれに対応することが必要である。

（ロ）ガス導管事業者による情報提供の方法等

ガス導管事業者からガス小売事業者への情報提供の際には、ガス小売事業者が円滑に当該情報を活用できるよう、あらかじめ事故報告の速報様式に沿ったかたちで記載した上で、ガス小売事業者に提供することが必要である。

また、ガス導管事業者が 1. ⑭消費機器の使用や、⑮消費機器からのガス漏えい等に起因する事故に関して緊急時対応を行った場合には、ガス導管事業者は、必要に応じて、ガス小売事業者に提供した情報を経済産業省・産業保安監督部に提供することが望ましい。

<参考Ⅱ-27>改正後における緊急時対応に係る事故報告の業務フロー（基本イメージ）



（※5）ガス工作物・消費機器のどちらに起因するかが不明の場合

2. 協力勧告対象となる「公共の安全の確保上特に重要なガス工作物」について

（1）現行制度の概要

現行制度においては、ガス事業者は現行法第 28 条第 1 項等の規定により、その事業の用に供するガス工作物に関して、技術基準適合維持義務といった保安責任を担っている。そのため、仮に当該ガス工作物からのガス漏れなど技術基準に適合していない状態となった際には、修理・取替え等の措置を講じ、技術基準に適合するよう維持する必要がある。

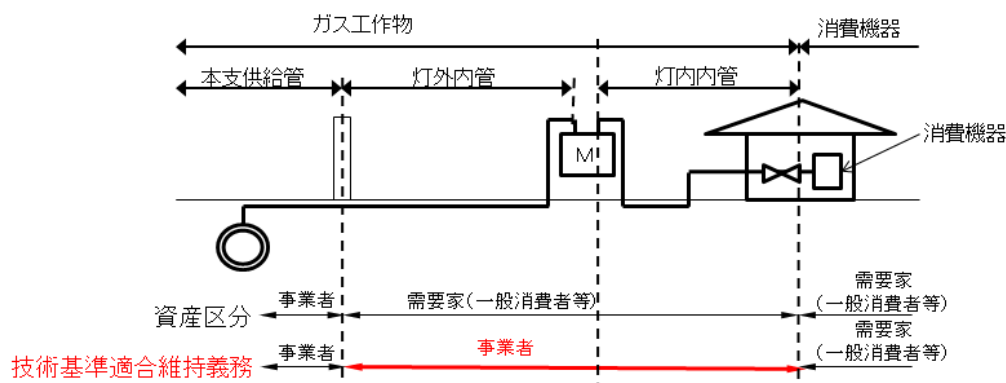
現在、需要家敷地内に施設された内管やガス栓は、ガス事業者が技術基準適合維持義務を負っているものの、需要家（賃貸住宅の場合などには、当該建物等のオーナーを含む。以下同じ。）の資産となっており、当該部分を修理・取替え等の措置を行う場合には、所有者又は占有者である需要家の承諾を得ることが必要となる。また、需要家資産であることから、

修理・取替え等の措置において生じた費用は、需要家の負担となる。

そのため、内管等が技術基準に適合していない場合であったとしても、需要家の承諾が得られない場合には、ガス事業者は修理・取替え等の措置を行うことができない。しかしながら、技術基準に適合していない状態を放置した場合には、ガス事業者の技術基準適合維持義務違反となるため、経済産業大臣からの修理等命令の発出事由となり、発出対象は技術基準適合維持義務を担っているガス事業者となる（第28条第2項・第3項等）。

こうした現行制度は、需要家の保安意識が十分でない状況では、ガス事業者による積極的な保安の取組を促す意味で、重要な意味を持っていた。他方で、ガス事故の発生は、当該需要家以外にも影響を与えるものであることから、年数の経過により土壌環境によっては腐食が進行しガス漏れの可能性がある内管（以下「経年埋設内管」という。）も全国的に残存している状況に鑑み、昨年2月のガス安全小委員会報告書において、「需要家にも一定の責務を求めるべき」との考えが示されたところである。

<参考Ⅱ-28> 現行ガス事業法における資産区分と責任区分について



（２）見直しの必要性

今般の法改正により、内管等を含む導管網といったガス工作物については、ガス導管事業者が保安を担うこととなる^(※1)。そのため、今後は、内管等に関して保安上問題がある場合には、ガス導管事業者が需要家との折衝を原則行うこととなる。

（※1）ガス小売事業者が自ら維持し、及び運用する導管網により、託送供給を受けずにガスを供給する場合には、当該導管網の保安はガス小売事業者自身が行うこととなる。この議論では、ガス小売事業者は、ガス導管事業者からの託送供給を受けてガスを供給する場合を想定しているが、ガス小売事業者の維持・運用する内管についても同様の結論となる。

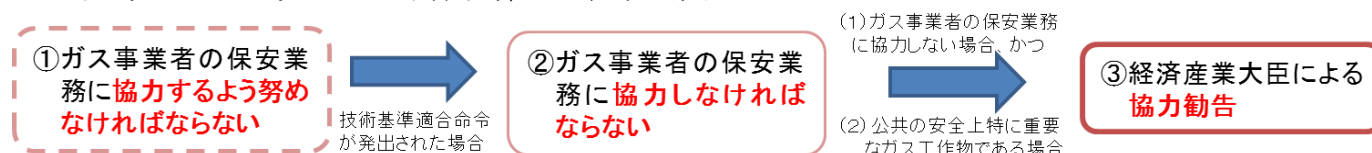
そこで、改正法においては報告書の結論を踏まえ、第62条（第84条第2項において準用する場合を含む。）として、「ガス導管事業者以外の者が所有又は占有するガス工作物」（すなわち内管等）に関する、「当該ガス工作物の所有者又は占有者」（すなわち需要家）の責務規定を新設することとした^(※2)。

（※2）ガス小売事業の用に供するガス工作物に関しても、法第22条において同様の規定を措置している。

当該規定は、①所有者又は占有者はガス導管事業者が内管等に対して行う保安業務に協力するよう努めなければならない（第1項）、②ガス導管事業者が経済産業大臣から修理等命

令を受けた場合に、所有者又は占有者は、当該命令を受けてとる措置の実施に協力しなければならない（第2項）、③ガス工作物が「公共の安全の確保上特に重要なもの」である場合において、第2項の規定にもかかわらず、所有者又は占有者が協力を行わない場合には、経済産業大臣が、当該所有者又は占有者に対して協力勧告を行う（第3項）、という内容となっている。

<参考Ⅱ-29>改正ガス事業法第62条等の規定について



当該規定の第3項としては、所有者又は占有者に対する経済産業大臣の協力勧告を行う規定であり、例えば、技術基準に適合していない場合において、ガス導管事業者が修理等命令を受けて行う取替え要請等の措置について、所有者又は占有者が協力しない場合に発動されるものである。

すなわち、協力勧告自体には強制力を伴わないものの、国が所有者又は占有者である需要家に対し、法律に根拠をもって正式に一定の措置を講ずることを求めるものであり、社会的意味は極めて大きいと言える。第3項では、協力勧告対象としているガス工作物の詳細を、経済産業省令で規定することとしており、その必要な範囲について検討する必要がある。

（3）論点

所有者又は占有者への経済産業大臣の協力勧告には、需要家に対する措置であることを踏まえると、一般住宅のような需要家に対してまで、協力勧告を発出することは過剰な社会的影響を与えるおそれもある。そこで、第3項では、協力勧告対象に係るガス工作物を「公共の安全の確保上特に重要なもの」に限定している。

現在、「ガス安全高度化計画」に基づき取り組んでいる経年埋設内管対策においては、地下街や大規模商業施設といった、不特定多数が利用するなど、ガス事故が発生した場合に影響が大きい建物を「保安上重要な建物」と位置付け、対策を推進してきたところである。

今般の協力勧告対象についても、経年埋設内管対策と同様^(※3)に、ガス漏れ等の事故が生じた場合に影響の大きい内管等に限定する趣旨のものであることから、「保安上重要な建物」に対してガスを供給するガス工作物の所有者又は占有者を、協力勧告対象とする。

(※3) ただし、経年埋設内管は、安全性の高い導管に取り替えることが重要であるが、現にガス漏れが生じている訳ではなく、経年埋設内管であることをもって技術基準不適合とはならない。そのため、今般の措置により、直ちに第62条第3項の協力勧告対象となる訳ではない（なお、同条第1項の協力努力義務の対象とはなる）。

今般の勧告制度は、技術基準に適合していない内管等について、所有者又は占有者がガス導管事業者の措置に協力しない場合において行うものであるが、技術基準に適合していない内管等とは、具体的には、ガス漏れが生じている内管が挙げられる。一定の埋設年数や土壌

環境等一定要件を満たした内管についてガス漏れの蓋然性が高いものとして協力勧告対象等とすることについて、今後の国の調査・検討結果を踏まえて検討していく予定である。

<参考Ⅱ－30>経年埋設内管対策における「保安上重要な建物」の概要

下表中の「○」が「保安上重要な建物」に該当。

建物区分	建物区分の概要	イメージ	鉄筋系建物	木質系建物
01: 特定地下街等	1,000㎡以上の地下街	商業施設がある大規模地下街	○	○
02: 特定地下室等	1,000㎡以上の地下室	地下街がある大規模商業施設	○	○
03: 超高層建物	高さ60mを超える建物	超高層ビル	○	○
04: 高層建物	高さ31mを超える建物	高層ビル	○	○
05: 特定大規模建物	ガスメーターの換算合計Qmaxが180m ³ /h以上の主に業務用途の建物	ショッピングセンター等	○	○
06: 特定中規模建物	ガスメーターの換算合計Qmaxが30m ³ /h以上の主に業務用途の建物	商業ビル、ホテル等	○	○
07: 特定公共用建物	病院、幼稚園等でガスメーターの換算合計Qmaxが30m ³ /h以上の建物	規模の大きな病院、学校等	○	○
08: 工業用建物	工業用途の建物	工場等	○	—
09: 一般業務用建物	小規模の業務用の建物等	小規模ビル、学校等	○	○*学校等
10: 一般集合住宅	ガスメーターが2個以上の住居用途の建物	マンション	○	—
11: 一般住宅	ガスメーターが1個で住居用途の建物	戸建住宅	—	—

※木質系の建物であっても、学校教育法、児童福祉法に規定する学校等の場合は、保安上重要な建物に該当

<参考Ⅱ－31>「保安上重要な建物」の推定対象戸数について（第7回ガス安全小委員会（平成26年9月12日）資料2より抜粋）

- 地下街・劇場・百貨店・病院等の不特定多数が出入りする建物、工業用建物、一般集合住宅（ガスメーターが2個以上の、鉄筋コンクリート造、鉄骨造のアパート・マンション等）など。建物区分1から10（木造系のマンション・アパート等を除く）。
- 推定対象戸数は約1,800万（東京ガス株における推定対象戸数比率（63.6%）に都市ガスの全需要家数2,900万戸を乗じたもの）。

3. 小売供給開始時における開栓に関する保安措置について

（1）検討の背景

今般の法改正後における閉開栓の責任主体に関しては、内管漏えい検査や緊急保安のために行う閉開栓については一般ガス導管事業者が責任を有することとし、単に供給者が変更されるいわゆる「スイッチ」の場合には、物理的な閉開栓は不要であると整理されている^(※4)。

（※4）内管漏えい検査・緊急保安のための閉開栓の責任主体については、第23回ガスシステム改革小委員会、「スイッチ」の場合の閉開栓の必要性については、第24回同小委員会で議論されている。そのため、「スイッチ」以外の小売供給開始時については、物理的な閉開栓が行われるこ

とが考えられるが、①現行制度における開栓は、内管漏えい検査と消費機器の調査を実施し、安全性を確認した上で行われることが一般的であること、②改正法施行後は、内管漏えい検査はガス導管事業者が、消費機器の調査は新規参入者を含むガス小売事業者が実施することを踏まえ、以下AからDまでの4つのケースが想定される。

ケースA：一般ガス導管事業者とガス小売事業者が共に需要場所に行くケース

ケースB：一般ガス導管事業者とガス小売事業者から委託を受けた者が需要場所に行くケース

ケースC：まず一般ガス導管事業者が需要場所に行き、その後（例えば別日に）、ガス小売事業者が需要場所に行くケース

ケースD：まずガス小売事業者が需要場所に行き、その後（例えば別日に）、一般ガス導管事業者が需要場所に行くケース

今般の法改正後においては、小売供給を開始するための開栓時に、一般ガス導管事業者が灯内内管の漏えい検査を行い、ガス小売事業者が消費機器調査を行うことが想定される。

ケースAとケースBに関しては、現在も開栓時において、内管漏えい検査のための開栓を行い、内管漏えい検査と連続して消費機器調査を実施している実態があり、今後も保安上問題とはなり得ない。

他方、ケースCとケースDに関しては、改正法により内管漏えい検査の担い手と消費機器調査の担い手が異なることから、別の者がそれぞれ別のタイミングで実施するものであり、今般の法改正により新たに生じるケースである。

ここで、ケースCにおいては、一般ガス導管事業者が先に需要場所に行って内管漏えい検査を行い、その後（例えば別日に）、ガス小売事業者が需要場所に行き、消費機器調査を行うこととなる。また、ケースDにおいては、ガス小売事業者が先に需要場所に行って消費機器調査を行い、その後（例えば別日に）、一般ガス導管事業者が需要場所に行き、内管漏えい検査を実施することとなる。そこで、ケースC及びケースDにおける開栓作業に関して、保安上の観点から妥当性を検討することとする。

（２）論点

①まず一般ガス導管事業者が需要場所に行き、その後（例えば別日に）、ガス小売事業者が需要場所に行くケース（ケースC）

ケースBのように、一般ガス導管事業者が先に内管漏えい検査を行う場合には、一度開栓を行ってから内管漏えい検査を実施することとなる。この場合において、検査後に一般ガス導管事業者が閉栓を行わずに需要場所から立ち去った場合には、ガス小売事業者が消費機器調査を行う前に需要家が、ガスの使用を開始してしまう可能性がある。

開栓を伴う小売供給の開始時には、Ⅱ－２．２．において整理したとおり、「開栓を伴う場合の供給開始時調査」を法定の消費機器の調査として、施行規則に規定する予定であり、こうした安全性の確認がなされる前に、需要家がガスを使用する事態は保安上適当ではない。

そこで、こうした開栓時において、一般ガス導管事業者が先に内管漏えい検査を行い、その

後にガス小売事業者が消費機器調査を行うようなケースCの場合に関しては、一般ガス導管事業者が検査後に閉栓を実施してから需要場所を立ち去らなければならないこととする^(※¹⁾)。また、一般ガス導管事業者が内管漏えい検査を終えた際には、内管に異常はなく、ガス小売事業者による開栓作業が可能となった^(※²⁾)ことを、ガス小売事業者に連絡することとする。

(※1) そのため、第25回ガスシステム改革小委員会で整理されているとおり、ケースBにおいては、別日に需要場所に行ったガス小売事業者が開栓作業を行うこととなる。

(※2) ガス栓はガス工作物であることから、ガス栓の操作等の変更を行う場合には、保安責任を担う一般ガス導管事業者による承諾が前提となる。

②まずガス小売事業者が需要場所に行き、その後（例えば別日に）、一般ガス導管事業者が需要場所に行くケース（ケースD）

小売供給を行うための開栓には、概念整理上、ケースDのように、先にガス小売事業者が消費機器調査を行う場合も想定できる。しかしながら、消費機器調査項目は、排気筒の材料や設置場所の確認など外観確認を行えば良いものの他に、燃焼時の排気排出など、消費機器を運転した上で確認する項目が含まれている。また、Ⅱ－2. 2. において整理したとおり、「供給ガスに対する適応性の確認」を消費機器の調査項目として追加する予定であり、消費機器の銘板確認ができない場合には、消費機器の点火試験を行う必要がある。

そのため、先にガス小売事業者が需要場所に行き消費機器調査を行うためには、一度メーターガス栓の開栓を行い、内管にガスを流し、消費機器を運転させることが必要となる。しかしながら、漏えい検査前の、一般ガス導管事業者による安全性の確認がなされていない内管にガスを流すこととなり、保安の確保の観点から適当ではない。

そこで、ケースDのような順序による開栓は、保安を確保する観点から適当ではなく、実施するべきではないと整理する。

＜参考Ⅱ－33＞小売供給開始時の開栓実務の検討結果

ケース	検討結果
ケースA （一般ガス導管事業者とガス小売事業者が共に需要場所に行くケース） ケースB （一般ガス導管事業者とガス小売事業者から委託を受けた者が需要場所に行くケース）	→ 現在も開栓時において、内管漏えい検査のための開栓を行い、連続して消費機器調査を実施している実態があり 今後も適当。
ケースC （まず一般ガス導管事業者が需要場所に行き、その後（例えば別日に）、ガス小売事業者が需要場所に行くケース）	→ 検査後に一般ガス導管事業者が閉栓を行わずに需要場所から立ち去った場合には、小売事業者が消費機器調査を行う前に、需要家がガス使用を開始してしまう可能性。 → そこで、一般ガス導管事業者が検査後に ① 閉栓を実施してから需要場所を立ち去る ② 内管に異常はなく、ガス小売事業者による開栓作業が可能となったことを、ガス小売事業者に連絡
ケースD （まずガス小売事業者が需要場所に行き、その後（例えば別日に）、一般ガス導管事業者が需要場所に行くケース）	→ 先にガス小売事業者が消費機器調査を行うためには、一度開栓を行い、消費機器を運転させることが必要。 → しかしながら、漏えい検査前の、一般ガス導管事業者による安全性の確認がなされていない内管にガスを流すこととなり、 保安の確保の観点から適当ではない。

ガスシステム改革保安対策WG 委員名簿

(敬称略・五十音順)

(座長)

倉渕 隆 学校法人東京理科大学 教授

(委員)

赤穂 啓子 日刊工業新聞社 編集局次長
久本 晃一郎 高圧ガス保安協会 理事
三浦 佳子 消費生活コンサルタント
吉川 知恵子 明大昭平・法律事務所 弁護士

(専門委員)

内倉 道博 一般社団法人全国LPガス協会 事務局次長・保安部長
金子 功 一般社団法人日本ガス協会 技術部長
杉森 毅夫 一般社団法人日本コミュニティーガス協会 技術部長
早田 敦 電気事業連合会 工務部長

ガスシステム改革保安対策WG 開催実績

平成 27 年

第 1 回（7 月 30 日）

- －消費機器調査・周知の実施体制について
- －消費機器に係る「自主保安」の実施体制について

第 2 回（9 月 24 日）

- －ガス漏れ等の緊急時対応における導管・小売事業者の役割分担について
- －内管等の工事、維持及び運用に係る連携・協力について
- －小売全面自由化後の事故報告の在り方について
- －勧告対象となる「公共の安全の確保上特に重要なガス工作物」について

第 3 回（11 月 18 日）

- －大規模災害時対応における導管・小売事業者の役割分担について
- －消費機器の調査・周知の実施体制と監督者・従事者への教育・訓練について
- －開栓を伴わない供給開始時における前回の消費機器調査結果の活用について
- －旧簡易ガス事業の用に供するガス工作物に係る保安規制について
- －危険発生防止周知の手法について
- －小売供給開始時における開栓に関する保安措置について

第 4 回（12 月 10 日）

- －中間的整理（案）について

平成 28 年

第 5 回（4 月 26 日）

- －ガス事業者間における保安の確保のための連携及び協力に関するガイドラインについて
- －ガス小売事業者が作成する保安業務規程について
- －ガス安全高度化計画の見直しについて

第 6 回（5 月 31 日）

- －報告書（案）について